



金融行政の課題と方向性

2024年12月4日 時事懇談会



金融庁長官 井藤 英樹

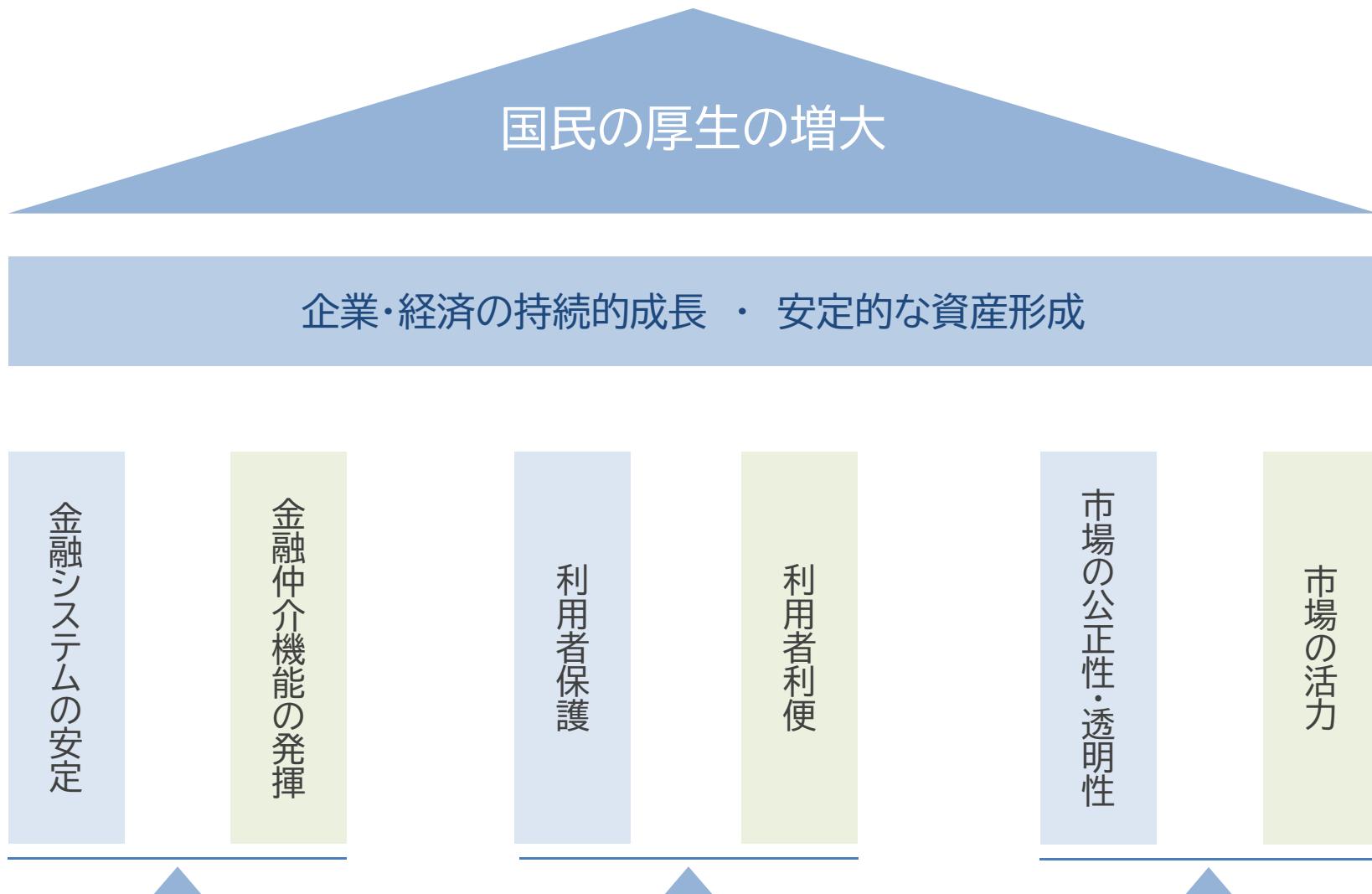


I はじめに	… P2
II 資産運用立国の実現	… P6
III サステナブルファイナンスの推進	… P24
IV デジタル技術を用いた金融サービスの変革への対応	… P31
V 金融システムの安定・信頼と質の高い金融機能の確保	… P37
VI 金融行政の進化・深化	… P46

I はじめに

金融庁のミッション

- ①金融システムの安定/金融仲介機能の発揮、②利用者保護/利用者利便、③市場の公正性・透明性/市場の活力のそれぞれを両立させることを通じて、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大を目指すことを目標とし、金融行政に取り組む。



金融機関をとりまく環境変化とリスク

- 制度整備、検査・監督、国際的な議論への参画等を通じて、様々な変化や課題に柔軟に対応できる金融システムを構築し、金融システムの安定・信頼の確保と質の高い金融機能の発揮を図る。

Economic & Markets

- 市場変動の高まり

- 【海外】
- 経済減速
 - インフレ再燃
 - 不動産市況の変調
- 【国内】
- 「金利ある世界」への移行

Environmental & Geopolitical

- 気候変動
- 地政学的リスク

Demographical

- 人口減少
- 少子高齢化
- 東京一極集中

- 労働力不足
- 後継者不足
- 地方経済圏の構造変化

Technological

- ブロックチェーンの普及・発展
- AIの普及

- 非対面取引
- 業態や国境を越えたサービス

- 新たな金融サービス
- サイバー・金融犯罪の巧妙化



国内外の経済社会の構造上の変化や金融経済情勢等の不確実性の高まりを展望しつつ、金融行政の施策・手法を不斷に見直し、改革を迅速に進めていく

I. 金融のメカニズムを通じて持続的な経済成長に貢献する

持続的な経済成長に向け、インベストメント・チェーン全体の活性化に取り組むとともに、気候変動問題やデジタル技術がもたらす変革への対応を進める。

- **資産運用立国**の実現に向け、以下の取組等を進める。
 - ・ 長期・積立・分散投資の重要性等を踏まえ、金融経済教育推進機構等と連携した新NISAの適切な活用促進・金融経済教育の充実
 - ・ コーポレートガバナンス改革の推進
 - ・ 市場の信頼性確保の一層の推進
 - ・ 資産運用会社の機能強化、参入促進に係る取組の着実な実施
 - ・ アセットオーナーを支える金融機関の資産運用ビジネスのモニタリング
 - ・ スタートアップへの成長資金の供給の促進
 - ・ 「Japan Weeks」の開催を含めた国内外へ積極的な情報発信
- サステナブルファイナンスを推進するため、企業のサステナビリティ開示の充実と信頼性確保、金融機関による脱炭素に向けた企業支援等の推進、インパクト投資の実践・拡大等を図る。
- デジタル技術を用いた金融サービスの変革へ対応するため、送金・決済・与信サービス等の規制のあり方について検討を行うほか、金融機関における健全かつ効果的なAIの利活用のためのディスカッション・ペーパーの策定、フィンテック企業等の参入促進に取り組む。

II. 金融システムの安定・信頼と質の高い金融機能を確保する

深度ある検査・監督等を通じて、金融機関の適切な業務運営及び健全性を確保し、個人の生活と事業者の成長を支える質の高い金融機能の発揮を図る。

- 金融経済情勢等の動向を注視し、金融機関のガバナンスやリスク管理態勢等に関するモニタリングを行うほか、金融機関による業態や国境を越えたビジネス展開の広がりに対応するため、グループ経営に対する監督態勢を強化する。
- 事業者の持続的な成長を支援するため、金融機関によるM&A支援の促進、企業価値担保権の活用に向けた環境整備等を進める。
- 金融機関による顧客ニーズに的確に応える質の高い金融機能の提供とビジネスモデルの持続可能性の確保に向けて対話をを行う。
- 金融商品の組成・販売・管理等について、金融機関へ法令遵守態勢の徹底を求めるとともに、顧客本位の業務運営の確保に向けた態勢整備を促す。
- 保険市場の信頼の回復と健全な発展に向けて、大規模な保険代理店への監督の実効性向上等の対応を進めるとともに、保険代理店や保険仲立人に関する規制のあり方などを見直す。
- 金融犯罪やマネロン、経済安全保障への対応、サイバーセキュリティやITガバナンスの強化など、台頭するリスクへの適切な対応を促す。また、国際的な動向やトランジションファイナンスの重要性等を踏まえつつ、金融機関の気候関連金融リスク管理の対応状況について確認する。

III. 金融行政を絶えず進化・深化させる

データ活用の高度化や国内外に対する政策発信力の強化、若手職員をはじめとする職員の能力・資質の向上等を通じて、金融行政を絶えず進化・深化させる。

- **金融行政の高度化**のため、データ活用の高度化や財務局とのさらなる連携・協働の推進、国内外に対する政策発信力の強化に取り組む。
- **金融庁の組織力向上**のため、若手職員育成を含む職員の能力・資質の向上や主体性・自主性を重視し誰もが働きやすく良い仕事ができる環境の整備に取り組む。

II 資産運用立国の実現

- 持続的な経済成長に向けては、金融・資本市場のメカニズムを活用し、経済全体の生産性及び企業価値の向上を後押しすることが重要である。
- こうした観点から、**コーポレートガバナンス改革、デジタル技術を用いた金融サービスの変革への対応やサステナブルファイナンスの推進等**に取り組む。
- その結果もたらされる企業価値の向上の恩恵が国民に還元され、さらなる投資や消費につながるという好循環が実現するよう、「**資産運用立国実現プラン**」（2023年12月公表）に掲げられた施策等を着実に進める。

資産運用立国実現プラン（2023年12月13日）

（今般策定した③に加え、①②も内包）

③ 資産運用業・アセットオーナーシップ改革

販売会社（銀行・証券）、アドバイザーによる顧客本位の業務運営の確保

資産運用業の高度化やアセットオーナーの機能強化

① 資産所得倍増プラン (2022年11月)

家計の安定的な資産形成
(NISAの抜本的拡充・恒久化や金融リテラシーの向上)

② コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム (2023年4月)

企業の持続的な成長
金融・資本市場の機能の向上

家計の安定的な資産形成の支援

- ✓ **NISAの抜本的拡充・恒久化**（2024年1月に開始）
- **iDeCoの大胆な改革**（検討中、2024年末に結論）
- ✓ **金融経済教育推進機構の設立・本格稼働**（2024年4月設立、8月に本格稼働）
- ✓ **顧客等の最善の利益を勘案して業務遂行する義務の法制化**（2023年11月）

コーポレートガバナンス改革

- ✓ **資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応の要請**（2023年3月）
- ✓ **企業開示の効率化の観点から、金融商品取引法令上の四半期報告書を廃止**（2024年4月）
- ✓ **重要な会社情報の英文開示の義務化**（2025年4月～）
- ✓ **「コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム2024」の策定**（2024年6月）
(スチュワードシップ・コードの見直し、コードの遵守状況の検証、取締役会実効性向上に係る好事例等の共有など)
- **アクション・プログラム2024の実行**

資産運用業とアセットオーナーシップの改革

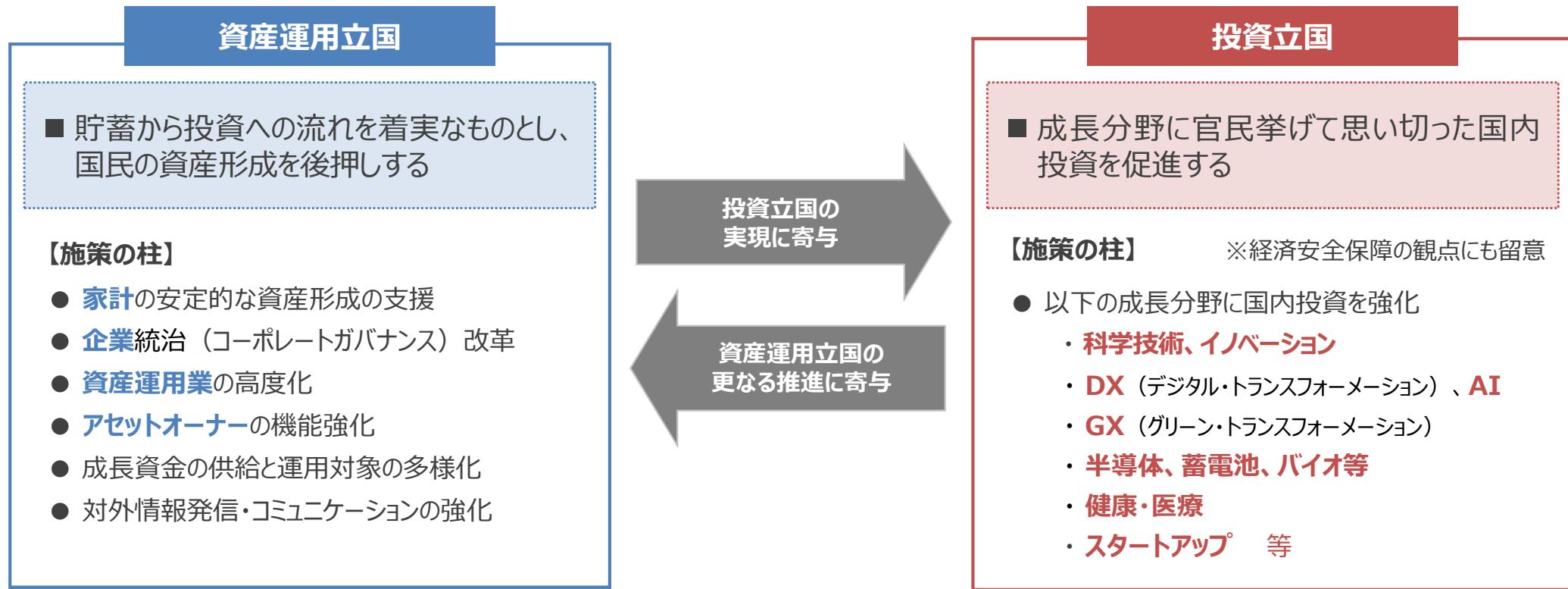
- ✓ **運用力向上等を図るために大手金融グループによるプランの策定・公表**（2024年1月～）
- ✓ **金融・資産運用特区の推進**（2024年6月にパッケージ公表）
- ✓ **新興運用業者促進プログラム（日本版EMP）の実施**（2024年1月～）
- ✓ **アセットオーナー・プリンシブルの策定**（2024年8月）
- **企業年金の改革**（検討中、2024年末に結論）（企業年金の運用状況等の情報の他社と比較できる「見える化」など）

資産運用立国の取組成果（サマリー）



		岸田政権発足時 (2021年10月)	2024年 現在（直近）	参考
マーケット	日経平均株価	28,771円 (10/1)	39,081円 (10/31)	42,224円 (7/11) <史上最高値>
	東証 時価総額（月末値）	771兆円 (9月末)	966兆円 (10月末)	1,007兆円 (3月末) <過去最高>
運用	GPIF 年度運用益	10兆円	45兆円 <過去最高>	累積運用益153兆円
	資産運用会社の運用受託額（グロス）	757兆円 (3月末)	1,023兆円 (6月末)	
家計	家計金融資産（株・投信等の割合）	2,036兆円 (18%) (12月末)	2,212兆円 (22%) (6月末)	政府目標：3,400万口座 (2027年末)
	NISA 口座数	1,765万口座 (12月末)	2,428万口座 (6月末)	政府目標：56兆円 (2027年末)
	NISA 総買付額	26兆円 (12月末)	45兆円 (6月末)	
コーポレート ガバナンス	個人株主数（年度末）	1,457万人	1,526万人	
	PBR等改善計画の公表企業数（プライム）	—	1,441社 (88%) (9月末)	2023年3月に要請
	政策保有株の比率（年度末）	12.7%	11.7% (2022年度)	2015年6月、コーポレートガバナンス・コードを策定
社会課題 解決	女性役員の割合（各年10月末時点）	8.8% (東証一部)	13.4% (プライム市場)	政府目標：2030年までに30%以上
	サステナビリティ投資額（世界シェア）（年）	2.8兆ドル (8%) (2020年)	4.3兆ドル (14%) (2022年)	2020年12月、サステナブルファイナンス有識者会議を設け、取組を推進
	インパクト投資額（年度）	1.3兆円	11.5兆円	2020年6月、インパクト投資に関する勉強会を設け、取組を推進
	グリーンボンド発行額、件数（年）	1.8兆円、99件	3.0兆円、125件 (2023年)	2024年2月、国はクライメート・トランジション利付国債1.6兆円を発行
	PRI署名数（日本）（年末）※ PRI:国連責任投資原則	93機関	124機関 (2023年)	公的年金7基金の署名検討を総理が表明し、2024年7月に署名完了

- 今後成長が期待される分野において、企業の予見可能性を高めつつ、戦略的かつ重点的な官民連携投資を進め、**地方への投資を含め、内外からの投資を引き出し、産業に思い切った投資が行われる「投資立国」**の取組を進める。併せて、**貯蓄から投資への流れを着実なものとし、国民の資産形成を後押しする「資産運用立国」**の取組を進める。
- これらの取組を着実に実行することによって、我が国経済を高付加価値創出型の成長経済へと転換していく。経済の付加価値を高める中で、企業が得た収益を賃上げを通じて労働者に分配する。その結果、消費や企業投資が更に伸び、次なる経済成長につながるという成長と分配の好循環を実現することを目指す。



「賃上げと投資が牽引する成長型経済」の実現に貢献

(経済・財政)

日本経済のデフレ脱却を確かなものとし、日本経済の未来を創り、日本経済を守り抜きます。その中で、「デフレ脱却」を最優先に実現するため、「経済あっての財政」との考え方方に立った経済・財政運営を行い、「**賃上げと投資が牽引する成長型経済**」を実現しつつ、財政状況の改善を進め、力強く発展する、危機に強靭な経済・財政を作っていく。このため、コストカット型経済から高付加価値創出型経済へ移行しながら、持続可能なエネルギー政策を確立し、**イノベーションとスタートアップ支援**を強化していきます。また、**経済安全保障の観点から、半導体等のサプライチェーンの国内回帰を含む強靭化**や技術流出対策等を進めます。あわせて、能動的サイバー防御の導入に向けた検討を更に加速させるなど、サイバーセキュリティの強化に取り組みます。柔軟な社会保障制度の再構築を実現するとともに、データに基づき財政支出を見直し、ワיז・スパンディングを徹底していきます。(略)

(物価に負けない賃上げ)

(前略) 賃上げと人手不足緩和の好循環に向けて、一人一人の生産性を上げ、付加価値を上げ、所得を上げ、物価上昇を上回る賃金の増加を実現してまいります。適切な価格転嫁と生産性向上支援により最低賃金を着実に引き上げ、二〇二〇年代に全国平均一五〇〇円という高い目標に向かってたゆまぬ努力を続けます。そのために、政府として、自由に働き方を選択しても不公平にならない職場づくりを目指した**個人のリ・スキリングなど人への投資**を強化し、**事業者のデジタル環境整備**も含め、将来の経済のパイを拡大する施策を集中的に強化します。高付加価値のモノとサービスを、グローバル市場において、適正な価格で売ることのできる経済を実現します。**輸出企業の競争力を強化し、中小企業を中心とする高付加価値化**、労働分配率の向上、**官民挙げての思い切った投資**を実現します。

物価上昇を上回って、賃金が上昇し、設備投資が積極的に行われるといった成長と分配の好循環が確実に回り出すまでの間、足下で物価高に苦しむ方々への支援が必要です。こうした物価高への対応に加えて、**成長分野に官民挙げての思い切った投資**を行い、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」の実現を図るため、経済対策を早急に策定し、その実現に取り組みます。当面の対応として、物価高の影響を特に受ける低所得者世帯への支援や、地域の実情に応じたきめ細かい対応を行うこと、構造的な対応としてのエネルギーコスト上昇に強い社会の実現など「物価高の克服」。新たな地方創生施策の展開、**中堅・中小企業の賃上げ環境整備、成長力に資する国内投資促進**など「日本経済・地方経済の成長」。能登地域をはじめとする自然災害からの復旧・復興、防災・減災、国土強靭化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応、誰も取り残さない社会の実現、など「国民の安心・安全の確保」を柱とします。

(エネルギー)

エネルギーの安定的な供給と安全の確保は喫緊の課題です。AI時代の電力需要の激増も踏まえつつ、脱炭素化を進めながらエネルギー自給率を抜本的に高めるため、省エネルギーを徹底し、安全を大前提とした原子力発電の利活用、国内資源の探査と実用化と併せ、我が国が高い潜在力を持つ地熱など再生可能エネルギーの最適なエネルギーミックスを実現し、日本経済をエネルギー制約から守り抜きます。このため、**GX (グリーン・トランスフォーメーション) の取組を加速**させ、アジア諸国の多様な取組を日本の技術力や金融力で支援し、同時に、アジアの成長力を我が国に取り込んでいきます。

(イノベーションとスタートアップ支援)

日本経済の活性化と成長を加速させるため、**科学技術・イノベーション、宇宙などフロンティアの開拓を推進**するとともに、スタートアップ支援策を引き続き強化していきます。政府の**「スタートアップ育成 5 か年計画」**を着実に進め、アジア最大のスタートアップハブを実現します。**AIの研究開発・実装がしやすい環境を更に充実**し、政府のAI政策の司令塔機能を強化します。

(「投資大国」の実現)

経済活動の基盤である金融資本市場の変革にも取り組みます。貯蓄から投資への流れを着実なものとし、国民の資産形成を後押しする「資産運用立国」の政策を引き継ぐとともに、**産業に思い切った投資が行われる「投資大国」**に向けた施策を講じます。

就任記者会見（2024/10/1）（抄）

- 従来のコストカット型の経済から高付加価値創出型経済へと転換し、**投資大国日本を実現する。新たなサービスを作り出す。自動車、半導体、農業など、輸出企業が外からしっかりと稼ぐ、そして、産業の生産性を向上させる。そのための投資を促進していく。**
岸田内閣の「資産運用立国」の取組をしっかりと引き継ぎ、更に発展させていく。

第1回資産運用フォーラム年次会合 ビデオメッセージ（2024/10/3）（抄）

- この度の石破政権におきましては、この「資産運用立国」の政策を着実に引き継ぎ、更に発展させるとともに、これに加え、**地方への投資を含め、内外からの投資を引き出す「投資大国の実現」を経済政策の大きな柱**の1つといたしております。
すなわち、「資産運用立国」により新しく形成され始めた投資資金の流れが、特定の投資家や企業・分野だけではなく、国全体の経済の成長や家計部門への還元をもたらすよう取り組んでまいります。
このため、より幅広い層の家計が長期安定的な資産形成を実現するとともに、企業の統治・経営の改革を強化して持続的・構造的な賃上げと投資を促進し、また、社会課題解決に向けた投融資、スタートアップに対する投資といった、まだ、十分には発達していない分野への資金供給を促進することを目指します。

総合経済対策の策定について（内閣総理大臣指示）（2024/10/4）（抄）

- 第二に、日本経済・地方経済の成長です。ICT技術も活用して、新たな地方創生施策の展開（「地方創生2.0」）を図ります。食料安全保障の観点を踏まえた農林水産業の支援のほか、地方のサービス業、観光などの各分野において、地方の潜在能力を最大限に引き出す取組を進めます。**中堅・中小企業の賃上げ環境の整備として、省力化投資の促進や価格転嫁の徹底等を進め、賃上げの継続を支援します。科学技術・イノベーション、半導体・経済安全保障、GX、DX、スタートアップなど、成長力に資する国内投資促進に取り組みます。**

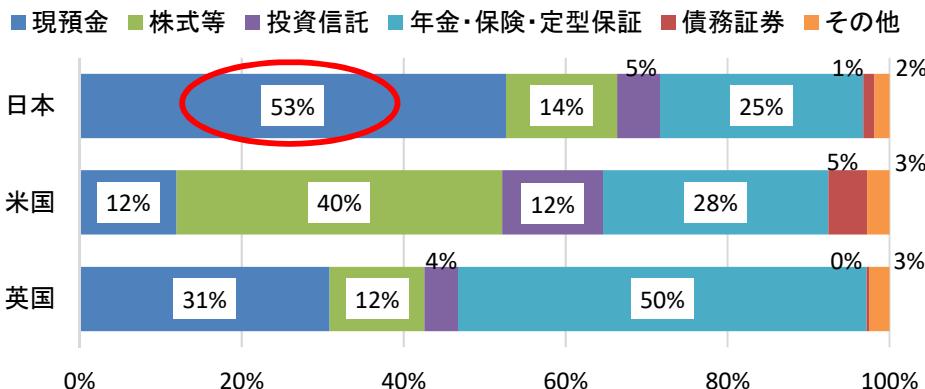
衆・本会議 代表質問（小野寺五典議員の質問に対して）（2024/10/7）（抄）

- 「資産運用立国・投資大国」の実現についてお尋ねがありました。貯蓄から投資への流れを着実なものとし、国民の資産形成を後押しする「資産運用立国」を引き継ぐとともに、**産業に思い切った投資が行われる「投資大国」に向けた施策を講じます。**具体的には、幅広い層の家計が長期安定的な資産形成を実現するとともに、企業の統治・経営の改革を強化して持続的・構造的な賃上げと投資を促進し、社会課題解決やスタートアップといった、まだ十分に発達の余地がある分野への資金供給を促進してまいります。

家計に向けた取組

- 我が国の家計金融資産に占める現預金の割合は大きく、さらなる資産運用の伸長の余地がある。
- 長期・積立・分散投資の重要性**を浸透させ、**NISAの適切な活用促進や金融経済教育の充実**を通じて、個々人のライフプランやライフステージに応じた資産形成を促す。

家計金融資産ポートフォリオの各国比較



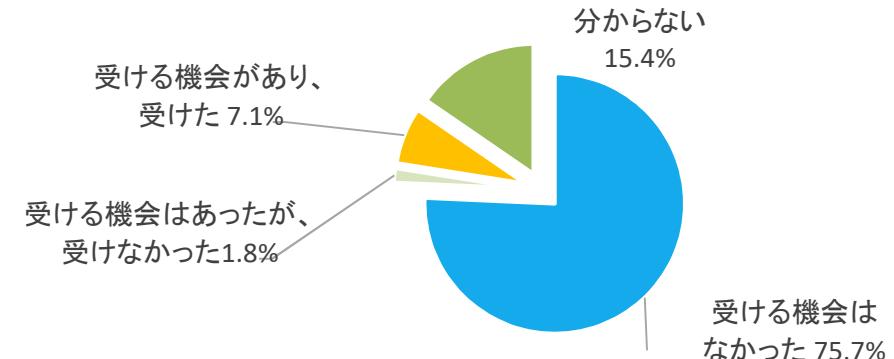
(出典) 各国資金循環統計より金融庁作成

NISA口座数・総買付額の推移



「金融リテラシー調査 2022年」調査結果の概要

「在籍した学校、大学、勤務先において、生活設計や家計管理についての授業などの『金融教育』を受ける機会はありましたか」との問への回答



(出典) 金融広報中央委員会「金融リテラシー調査2022年」

J-FLECについて

- 2024年4月に設立
- 8月から本格稼働し、
・個別電話相談
・企業への講師派遣事業
・認定アドバイザーの新規申込受付
・「はじめてのマネープラン」の申込受付を順次開始。



「お金の知識力無料診断」も公開中
(出典) J-FLECホームページ

NISA口座・買付額の状況（2024年1月～10月）

14

口座数 (単位:万件)	時系列データ(2024年)(注1)										前年との比較	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	前年	前年比 (注4)
口座開設件数	73	53	44	27	27	20	22	24	13	14	10月単月(注2, 3) 25	0.6倍
年初来累計	73	126	170	197	224	244	266	290	303	317	1～10月累計(注2, 3) 185	1.7倍
口座数(末残)	1,355	1,409	1,454	1,476	1,501	1,523	1,541	1,564	1,576	1,588	10月末(注2) 1,240	1.3倍
買付額 (単位:億円)	時系列データ(2024年)(注1)										前年との比較(注5)	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	前年(注5, 6)	前年比 (注4)
成長投資枠+ つみたて投資枠	19,499	15,437	12,195	9,931	9,078	9,970	9,525	9,594	7,168	8,005	10月単月(注2) 2,619	3.1倍
年初来累計	19,499	34,936	47,131	57,063	66,141	76,111	85,636	95,229	102,397	110,402	1～10月累計(注2) 29,014	3.8倍
うち 成長投資枠	16,765	12,819	9,437	7,185	6,035	6,824	6,144	6,291	3,855	4,549	10月単月(注2) 1,522	3.0倍
年初来累計	16,765	29,585	39,021	46,207	52,241	59,065	65,209	71,499	75,355	79,903	1～10月累計(注2) 19,191	4.2倍
うち つみたて投資枠	2,733	2,618	2,759	2,746	3,043	3,147	3,381	3,303	3,313	3,456	10月単月(注2) 1,096	3.2倍
年初来累計	2,733	5,351	8,110	10,856	13,899	17,046	20,427	23,730	27,043	30,499	1～10月累計(注2) 9,823	3.1倍

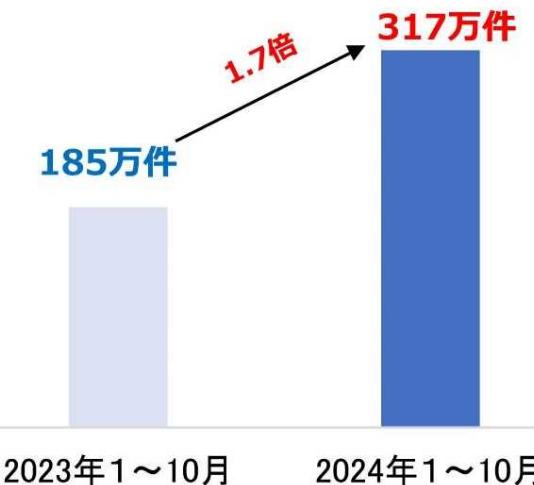
(注)1. 2024年3月及び6月の口座数(末残)・買付額は、全証券会社対象調査の10社データ。過去の時系列データに遡及修正が発生した場合は最新版の公表資料にて反映。2. 2023年10月の口座開設件数・買付額は、2023年10～12月の1か月平均の値により推計。この平均の1か月分を2023年9月末時点の口座数・口座開設件数・買付額に加算することで2023年10月末時点の口座数・2023年1～10月の口座開設件数・買付額を推計。3. 2023年の口座開設件数は口座数(末残)の差により推計。4. 実数値を用いて算出しているため、端数処理された表中の数字を用いた計算結果とは合わない場合がある。5. 成長投資枠は2023年の一般NISA、つみたて投資枠は2023年のつみたてNISAとの比較。6. 2023年の買付額には、一般NISAにおけるロールオーバーによる受入額を含まない。

NISA口座・買付額の状況（2024年1月～10月）

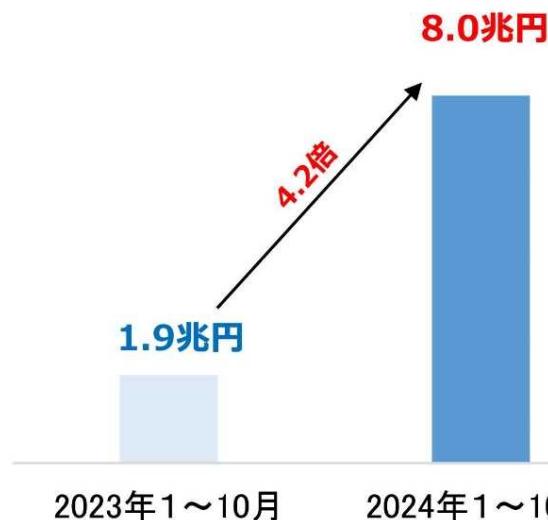
15

- 証券会社10社(大手5社・ネット5社)の2024年1～10月におけるNISA口座開設件数は約317万件であり、2023年1～10月におけるNISA口座数開設件数 約185万件と比較すると、約1.7倍に増加している。
- 2024年1～10月における買付額は、成長投資枠 約8.0兆円、つみたて投資枠 約3.0兆円であり、2023年1～10月における買付額と比較すると、成長投資枠で約4.2倍、つみたて投資枠で約3.1倍に増加している。

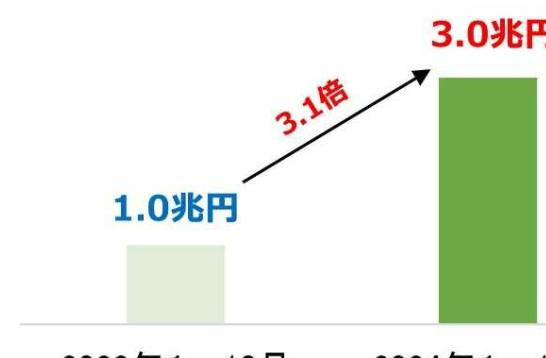
NISA口座開設件数(累計)



成長投資枠での買付額(累計)



つみたて投資枠での買付額(累計)



- (注)1. 成長投資枠は2023年の一般NISA、つみたて投資枠は2023年のつみたてNISAとの比較
2. 2023年10月の口座開設件数・買付額は、2023年10～12月の1か月平均の値により推計
この平均の1か月分を2023年9月末時点の口座開設件数・買付額に加算することで2023年1～10月の口座開設件数・買付額を推計
3. 2023年の口座開設件数は口座数(末残)の差により推計
4. 増減比は実数値を用いて算出しているため、端数処理されたグラフ中の数字を用いた計算結果とは合わない場合がある
5. 2023年の買付額には、一般NISAにおけるロールオーバーによる受入額を含まない

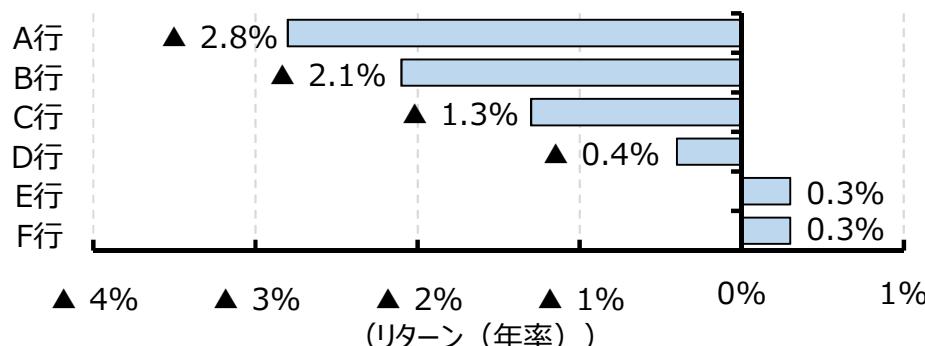
金融商品の販売会社等に向けた取組

- 金融商品の販売会社や組成会社において、以下のような課題が指摘。
 - ・ 販売会社において、リスクが分かりにくく、コストが合理的でない可能性のある商品を十分な説明なく推奨・販売
 - ・ 組成会社において、顧客利益より販売促進を優先した金融商品が組成・管理
- このため、金融事業者全体で**顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等を行う態勢の構築**を促進。

リスクがわかりにくく、コストが合理的でない可能性がある商品の事例 <外貨償還特約付預金>

- 外貨償還特約付預金とは、一定水準の円高時に外貨で償還される**為替リスクのある預金商品**
- 当該預金の販売額が多い銀行6先（重点先）のほとんどが商品で、**販売手数料等が3～5%（年率）と高い**
- 重点先の多くの先で、**顧客の販売手数料込みのリターンはマイナス**

<外貨償還特約付預金の運用パフォーマンス：重点先6先>



※ 検証期間は、取扱当初から2023年末までのうちデータが取得可能だった期間。検証した商品の預入期間は、商品毎で異なり、代表的なものは1週、2週、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年間

※ 販売手数料等は、当該預金の預入日数をもとに年率換算し、残高で加重平均したもの

※ 外貨償還された場合は、満期時の為替レートで換算

(出所) 金融庁作成

「顧客等の最善の利益を勘案した誠実公正義務」の法定

- 顧客等の**最善の利益**を勘案しつつ、**誠実かつ公正に業務を遂行すべき**である旨を金融事業者等に共通する義務として金融サービス提供法に規定

(2023年11月29日公布・2024年11月1日施行)

- 2017年3月に策定した「顧客本位の業務運営に関する原則」により促してきた**顧客本位の業務運営の取組みの定着と底上げ**
- 金商法において、金商業者等を対象に規定されていた誠実公正義務につき、その対象を、**広く金融事業者一般に拡張するとともに、企業年金等の運営に携わる者も追加**

(注) 企業年金等の運営に携わる者に関する指導監督は厚生労働省が行う。

「プロダクトガバナンスに関する原則」の策定

- 製販全体として**プロダクトガバナンス**（顧客の最善の利益に適った商品提供等を確保するためのガバナンス）を確立するため、「**顧客本位の業務運営に関する原則**」を改訂し、組成会社向けの「**補充原則**」を追加

(2024年9月26日公表)

- 企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上という目的に立ち返り、具体的な取組みの検証や共有を通じて、企業と投資家の自律的な意識改革に基づく**コーポレートガバナンス改革の「実践」**に向けた施策を推し進める。

コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクションプログラム2024の概要

スチュワードシップ活動の実質化

- ✓ 建設的な目的を持った対話を促進するため、協働エンゲージメントの促進等に向けた**スチュワードシップ・コードの見直し**を検討。
※ 金商法等改正法において協働エンゲージメントを促進するため制度を明確化(2024年5月成立)

収益性と成長性を意識した経営

- ✓ **PBR**をはじめ**資本コストや株価を意識した経営の実現**について、継続して**企業の取組み状況をフォローアップ**し、実質的な対応を促進。
※開示を行っているプライム市場上場企業の割合 2023年12月末:49% ⇒ 2024年10月末:88%

市場環境上の課題の解決

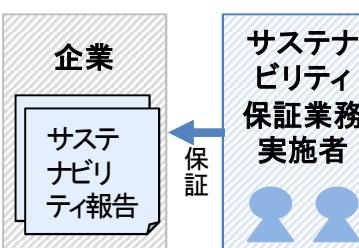
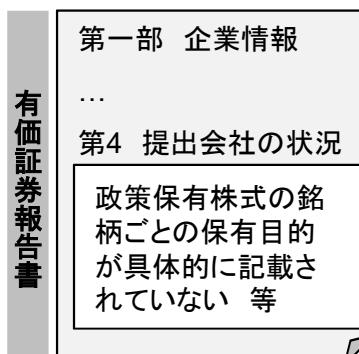
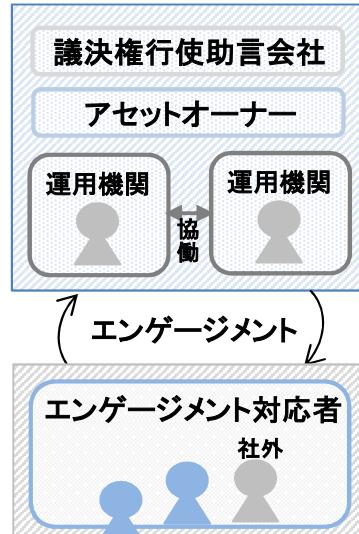
- ✓ **政策保有株式**について、開示内容のより深度ある検証を実施し、開示の拡充等の必要な措置を検討。

サステナビリティを意識した経営

- ✓ **国際的な比較可能性を確保したサステナビリティ開示・保証制度**のあり方を検討。
※ 人的資本等の開示の好事例集の公表、女性役員比率の目標(2030年までに30%以上)達成に向けた取組を実施

情報開示の充実

- ✓ **有価証券報告書の株主総会前の開示**に関し、実態把握を進め、来年の株主総会前の開示を促進するとともに、事業報告等との重複開示の効率化を含め抜本的な環境整備を検討。



- 我が国の資産運用会社は、銀行や保険会社と比較して、グローバルなプレゼンス（会社数や預かり資産規模）は必ずしも大きくない。
- 家計資産を預かる**資産運用会社の競争促進・運用力強化等**を通じて、家計に対して質の高い金融商品・サービスが提供されるよう取り組む。

家計金融資産と資産運用会社数

	家計金融資産額 (兆円)	資産運用会社数 (社)
米国	16,638	15,114
香港	458	2,069
シンガポール	190	1,194
英国	1,169	1,000
フランス	877	702
ドイツ	1,204	466
日本	2,144	417

(出所) 各種資料より金融庁作成。

(注) 家計金融資産額は2023年12月末の値（香港、フランスは2022年12月末の値）。
その時点の為替レートにて換算（1ドル=131.12円、1ユーロ=140.41円（2022年末）、1ドル=141.04円、1ユーロ=155.72円、1シンガポールドル=106.84円（2023年末））。資産運用会社数については、2022年の値を使用。

資産運用業・アセットオーナーシップの機能強化

- 大手金融グループによる**運用力向上・体制強化等**に向けた**プロダクトのフォローアップ**
- 資産運用会社等における金融商品・サービスについての**プロダクトガバナンスに関する原則**の策定
- 日本独自のビジネス慣行や参入障壁の是正
- 金融・資産運用特区の創設
- 新興運用業者促進プログラム（日本版EMP）の策定・実施
- アセットオーナー・プリンシブル（アセットオーナーが受益者等のために運用する責任を果たす上で必要となる共通の原則）の周知

- 「金融・資産運用特区」は、金融サービスや資産運用セクターの発展に向けて、
 - ① 魅力的なビジネス・生活環境を整備し、金融・資産運用業者を特定地域へ集積させるとともに、
 - ② 国内外の投資資金を呼び込みながら、地域の産業・企業が発展しやすい環境を整備する一連の取組。
- 2024年6月に、金融庁は以下の**4地域を対象とする「金融・資産運用特区実現パッケージ」**を公表（同パッケージに含まれる主な施策及び進捗は次頁参照）。

特区対象地域	各都市の目指す姿
①北海道・札幌市	・GX（グリーン・トランスフォーメーション）に関する資金・人材・情報が集積する金融センターを実現
②東京都	・国際金融センターとしての環境を一層整備し、日本・アジアのサステナブルファイナンスやスタートアップ [®] の育成を推進
③大阪府・大阪市	・海外投資を呼び込みながら、スタートアップ ^等 によるイノベーションの実現を推進
④福岡県・福岡市	・アジアのゲートウェイとして金融機能を強化し、福岡・九州のスタートアップ ^等 を育成

- 国内外の金融・資産運用業者の集積
 - 行政手続の英語対応 ①資産運用業の登録手続等
②開業手続き（商業登記/社会保険/入管関連）
 - スタートアップへ投資する外国人投資家向け在留資格の創設
 - 外国人銀行口座の開設支援
- 金融・資産運用業者等による地域の成長産業の育成支援
 - 銀行によるGX関連事業に対する出資規制の緩和
 - 銀行グループの投資専門子会社によるスタートアップ出資規制の緩和
 - プロ向けのベンチャー・ファンドへ出資可能な投資家に関する規制の緩和
- 成長産業(GX・スタートアップ)自体の振興・育成
 - 水素の社会実装に向けた圧縮水素の貯蔵上限の緩和
 - 高度人材ポイント制度を活用した海外人材（GXやフィンテック等）の受け入れ促進

- 自治体における英語対応の拡充（英語によるワンストップ窓口の整備・拡充、自治体の行政手続きの英語対応）
- 国内外の金融・資産運用業者等に対する税財政面での支援（地方税の減免、創業・拠点設立に係る補助金等）

○全国措置
●地域限定措置

アセットオーナーに求められる、**受益者等の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任（フィデューシヤリー・デューティー）**を実現する上で必要となる共通の原則。

〔アセットオーナーの範囲は、**公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、大学ファンド**のほか、例えば資産運用を行う**学校法人**など幅広く、その規模や運用資金の性格等は様々。〕

経緯：2024年3月～6月に、新しい資本主義実現会議の下、「アセットオーナー・プリンシブルに関する作業部会」において議論を行い、2024年6月よりパブリックコメントを実施し、**8月28日に公表**。

枠組み：プリンシブルの受入れは任意。「コンプライ・オア・エクスプレイン」（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか）の手法を取る。プリンシブル受入れ時は、所管省庁に表明し、内閣官房において受入状況を一覧化して公表。

＜原則1＞ アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという**運用目的を定め**、適切な手続に基づく意思決定の下、**経済・金融環境等を踏まえつつ**、運用目的に合った**運用目標及び運用方針を定めるべき**。
また、これらは**状況変化に応じて適切に見直すべき**。

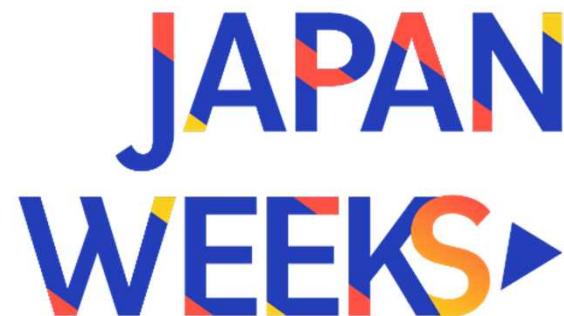
＜原則2＞ 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて**専門的知見に基づいて行動**することが求められる。
そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な**人材確保などの体制整備を行い**、その体制を**適切に機能させるとともに**、**知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべき**。

＜原則3＞ アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、**自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行う**ほか、投資先の分散をはじめとする**リスク管理を適切に行うべき**。
特に、**運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべき**。

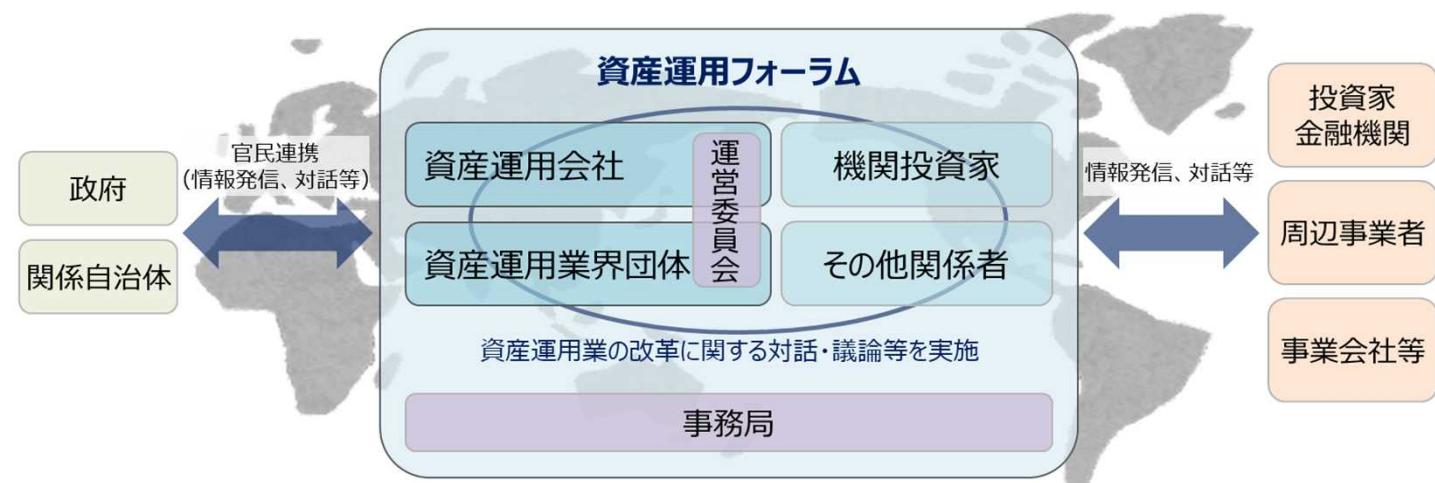
＜原則4＞ アセットオーナーは、ステークホルダーへの**説明責任を果たすため**、**運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い**、**ステークホルダーとの対話に役立てるべき**。

＜原則5＞ アセットオーナーは、**受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり**、自ら又は運用委託先の行動を通じて**スチュワードシップ活動を実施するなど**、**投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべき**。

- 我が国金融・資本市場の魅力等に関する情報発信を行うため、2023年に引き続き2024年9/30－10/4をコアウィークとし、この前後週に関係団体が開催するイベントも包含する形での**Japan Weeks**を開催。
- Japan Weeksの期間中（10/3）、東京において、国内外の資産運用会社等による対話の場として「**資産運用フォーラム**」の立ち上げイベントを開催。



2024 Core week
 MON 9/30 FRI 10/4



Japan Weeks 2024 の成果

23

- 昨年に続き開催した「**Japan Weeks 2024**」は、9/30-10/4をコアウィークとし、この前後週に関係団体が開催するイベントも包含する形で、**70件のイベントを実施**。
- **国内外の資産運用会社等**による、**日本の資産運用業の改革**に関する対話の場として、「**資産運用フォーラム**」を**10月3日**に立ち上げ。

日時	イベント（コアウィーク）	主催者	参加した政府関係者と主な発言内容
9/30	「資産運用立国とGX の実現」シンポジウム	日本経済新聞社	神田政務官による冒頭挨拶
9/30	資産運用業大会	投信協、顧問協	神田政務官による冒頭挨拶、伊藤監督局長による講演
9/30	Japan Weeks Opening Reception	Bloomberg	岸田内閣総理大臣（当時）による冒頭挨拶、井藤長官による講演 ■ 「 資産運用立国 」の継続に対する期待を表明
10/1	MUSUBU ! JAPAN DAY ※スタートアップ・国際金融都市・地方創生イベント	全銀協	井藤長官による冒頭挨拶、堀本政策立案総括審議官による講演
10/2	Japan Discovery Tour	BlackRock	堀本政策立案総括審議官による講演
10/2	アジアGXコンソーシアム ハイレベル会合	金融庁	有泉金融国際審議官による冒頭挨拶
10/2	アジア・ハイレベル金融規制当局者フォーラム	金融庁	井藤長官による冒頭挨拶
10/2	全国証券大会	日証協	石破内閣総理大臣によるビデオメッセージ、加藤金融担当大臣による冒頭挨拶 ■ 「 資産運用立国 」を引き継ぎ、更に発展させるとともに、地方への投資を含め、内外からの投資を引き出す「 投資大国 」の実現を表明
10/3	資産運用フォーラム年次会合	Bloomberg	石破内閣総理大臣によるビデオメッセージ、加藤金融担当大臣による冒頭挨拶、井藤長官による講演 ■ 上記内容に加え、「 資産運用フォーラム 」の設立を宣言
10/3	APAC SC/Executive RTセミナー	ICI	有泉金融国際審議官がラウンドテーブルに参加
10/3	「証券投資の日」前夜祭トークイベント	日証協、JPX、投信協	井藤長官による講演
10/4	Japan Investor Strategy Workshop	KKR	堀本政策立案総括審議官がパネリストとして登壇
10/4	Tokyo Sustainable Finance Forum 2024	FinCity.Tokyo	堀本政策立案総括審議官による講演
10/4	MUFGサステナブル投資シンポジウム	MUFG	有泉金融国際審議官による講演
10/4	日米金融サービスラウンドテーブル	金融庁	有泉金融国際審議官による冒頭挨拶、三好国際総括官によるプレゼン
10/4	SMBC Group Rising Japan Conference	SMBCグループ	油布企画市場局長による講演



Ⅲ サステナブルファイナンスの推進

サステナブルファイナンス推進の取組み

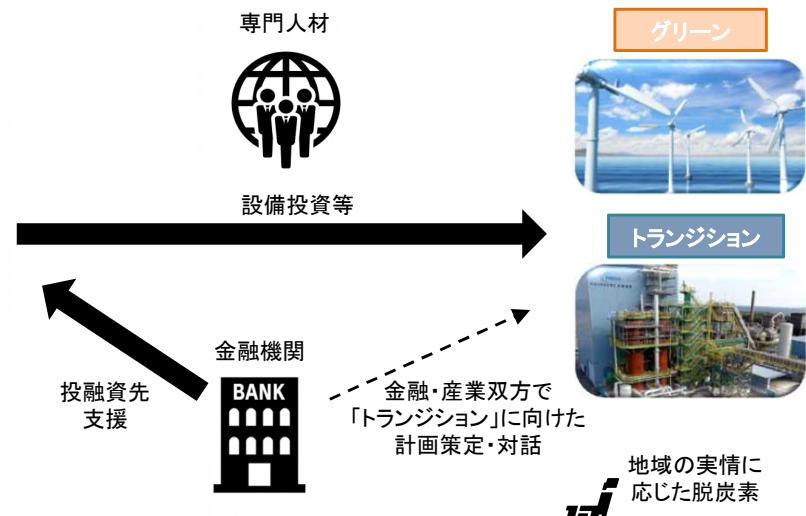
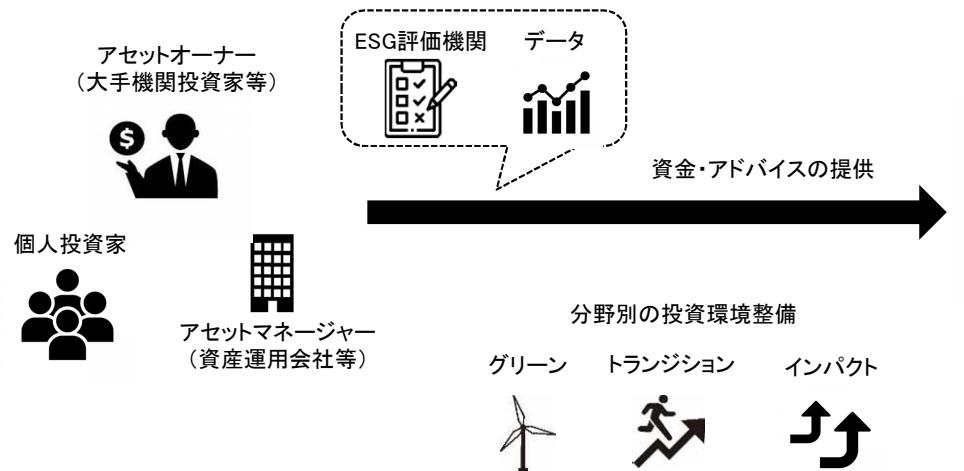
- 気候変動などの社会・環境課題の重要性が増す中、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融（サステナブルファイナンス）をさらに推進する。

市場制度の整備

- 金融審議会で、本邦におけるサステナビリティ開示基準の適用時期、保証の在り方等を議論
- 温室効果ガス排出量などの企業のサステナビリティ情報について、本邦でのデータ基盤の整備を議論
- ESG評価機関・データ提供機関による「行動規範（22年12月策定）への賛同状況を取りまとめ（24年6月末時点）」、これを踏まえた対応状況を確認し、更なる対応を検討

幅広いステークホルダーへの浸透

- 「サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログ」を開催し、対話から得られた示唆を公表（24年7月）、投資の基本的な意義やフラグシップ的な投資機会のあり方等について今後議論
- サステナブルファイナンスの実務推進に必要なスキル等をまとめた「スキルマップ」も活用し、業界団体や大学等と幅広く人材育成等につき議論



分野別の投資環境整備

- グリーンボンド等に関する国際的な進展状況を注視し、関係省庁と連携し、本邦の枠組みを議論
- 政府全体でGX推進戦略等が策定される中で、関係省庁と連携し、指針整備等を通じ、トランジション・ファイナンスを推進。国際的にも、「アジアGXコンソーシアム」等を通じ発信
- インパクト投資の「基本的指針」を策定（24年3月）し、データ整備、企業戦略、地域の支援策等につき官民協働の「インパクトコンソーシアム」で議論

脱炭素に係る取組み

- 金融機関の気候変動対応等への基本的考え方（「ガイダンス」）を策定（22年7月）。この発展も視野に、移行戦略の枠組みについて更に検討
- 地域金融機関や事業者団体等とも連携し各地域の実情に応じた支援の充実や発信等
- カーボン・クレジット取引の透明性・健全性等を確保する取引インフラや市場慣行のあり方等について、「検討会」で実務的・専門的観点から議論

第1回サステナWG資料(2024年3月26日開催)を一部加工

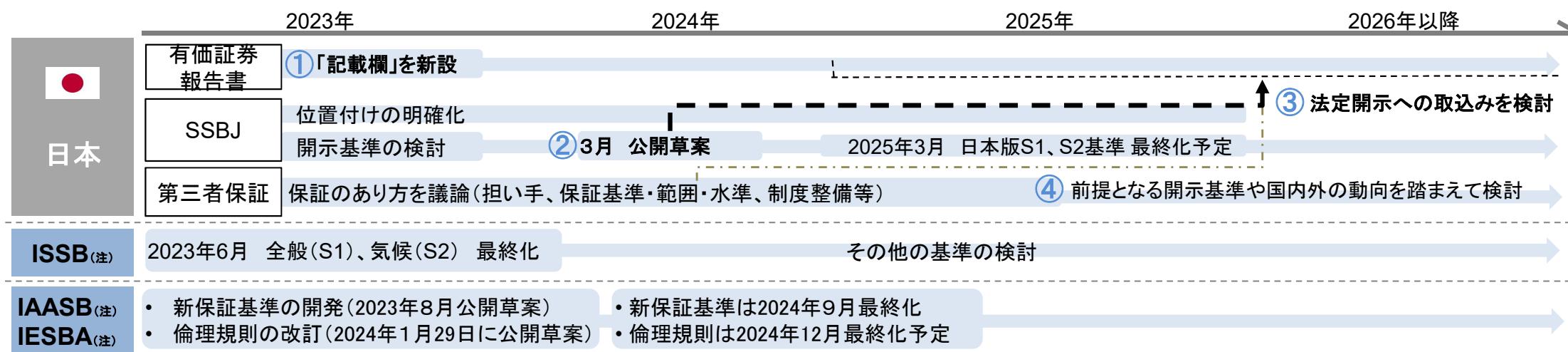
- 2023年3月期から有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示が開始(個別具体的な基準はなし)。今後、この開示が具体的な基準に準拠して行われることで、比較可能性を高め、投資家に有用な情報が提供されることが重要 ……①
- 我が国のサステナビリティ基準委員会(SSBJ)では、昨年6月に最終化した国際基準(ISSB基準)を踏まえ、日本における具体的なサステナビリティ開示基準(SSBJ基準)を開発中であり、本年3月に公開草案を公表 ……②
- SSBJ基準の適用対象については、グローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業(プライム上場企業ないしはその一部)から始めることが考えられる中、公開草案の公表に際し、具体的な適用対象や適用時期を検討することで、公開草案に関する適切な議論が行われるほか、企業等において基準の適用に向けた準備が進むと考えられる ……③

(注)2022年12月公表の金融審議会ディスクロージャーWG報告では、「…企業によって社会全体へのインパクトが異なることや様々な業態があること、企業負担の観点、欧米では企業規模に応じた段階的な適用が示されていることを踏まえると、我が国では、最終的に全ての有価証券報告書提出企業が必要なサステナビリティ情報を開示することを目標としつつ、今後、円滑な導入の方策を検討していくことが考えられる」と提言

- また、投資家からはサステナビリティ情報の信頼性の確保を望む声があり、国際的にも、当該情報に対する保証のあり方について議論が進んでいる。我が国において、サステナビリティ開示基準や保証制度を導入するには、法改正を視野に入れた検討が必要であり、議論を始めていくことが重要 ……④

⇒ 金融審議会において、サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループを新規に設置

※ 金融審議会総会(2024年2月19日)における金融担当大臣の諮問を受け、同年3月26日、第一回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループを開催し検討を開始



サステナビリティ開示基準のあり方

第1回サステナWG資料
(2024年3月26日開催)
を一部加工

27

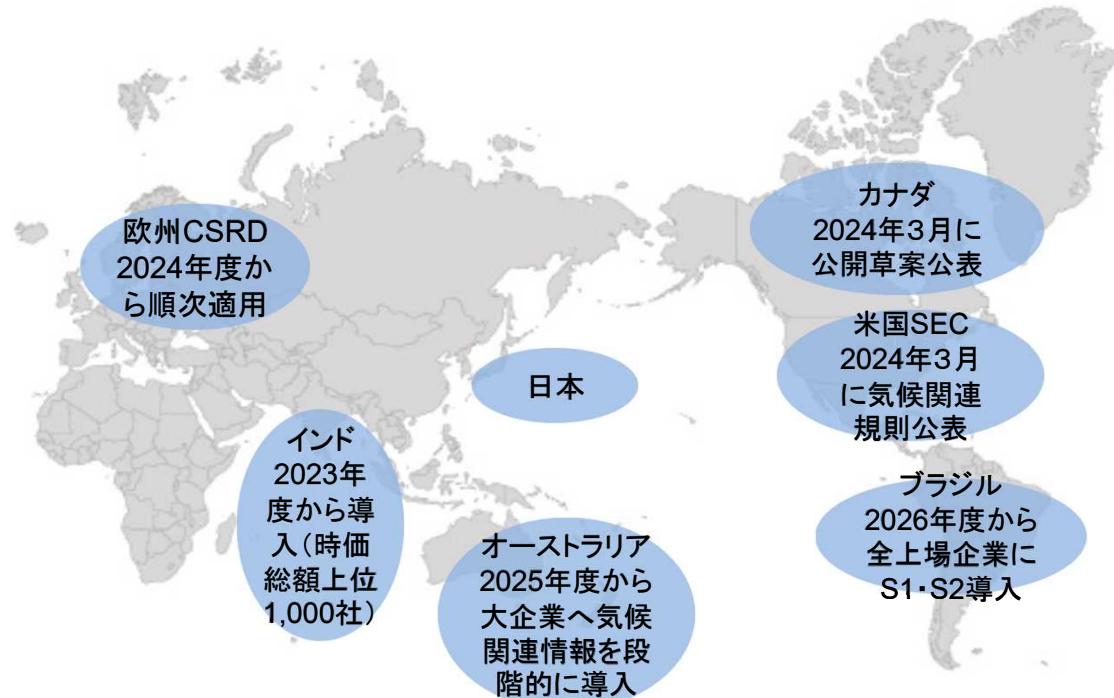
- 2023年6月に、サステナビリティ情報の開示に関する国際的な基準としてISSB基準が設定され、今後、各国で、同基準の適用に向けた動きが進展することが見込まれる。欧州では、ISSB基準と相互運用可能な基準による開示が始まっている。
- このように各国で開示基準を制度化する動きが進展する中、グローバルに展開する我が国企業によるサステナビリティ情報の開示について、国際的な比較可能性を確保することで、投資家から評価され、企業と投資家との建設的な対話を促進して、中長期的な企業価値の向上につなげることが重要。企業にとっても、我が国独自の基準ではなく、国際的に比較可能性が確保された基準に基づいて情報開示を行う方が実務負担の観点から望ましいとの声がある。
- 上記を踏まえると、我が国において、グローバルに展開する企業に適用されるサステナビリティ情報の開示基準は、国際的なベースラインの基準となるISSB基準と同等であることが求められる。

【2024年名目GDP予測(単位:十億ドル)】

	国・地域	名目GDP(IMF予測)
1	米国	27,966.5
2	中国	18,560.0
3	ドイツ	4,700.8
4	日本	4,286.1
5	インド	4,105.3
6	英国	3,587.7
7	フランス	3,183.4
8	イタリア	2,284.0
9	ブラジル	2,265.1
10	カナダ	2,238.5
11	ロシア	1,904.3
12	メキシコ	1,994.1
13	韓国	1,784.8
14	オーストラリア	1,685.6
15	スペイン	1,676.5

【株式時価総額(単位:百万ドル)】

	国・地域	株式時価総額
1	米国	53,360,718.6
2	中国	9,038,244.5
3	日本	6,586,868.9
4	香港	4,747,625.6
5	インド	4,458,738.2
6	フランス	3,374,531.7
7	サウジアラビア	2,994,405.4
8	イギリス	2,980,687.1
9	カナダ	2,862,846.2
10	ドイツ	2,426,504.8
11	台湾	2,134,494.8
12	スイス	2,031,000.2
13	韓国	1,858,375.9
14	オーストラリア	1,598,817.3
15	オランダ	1,057,917.1

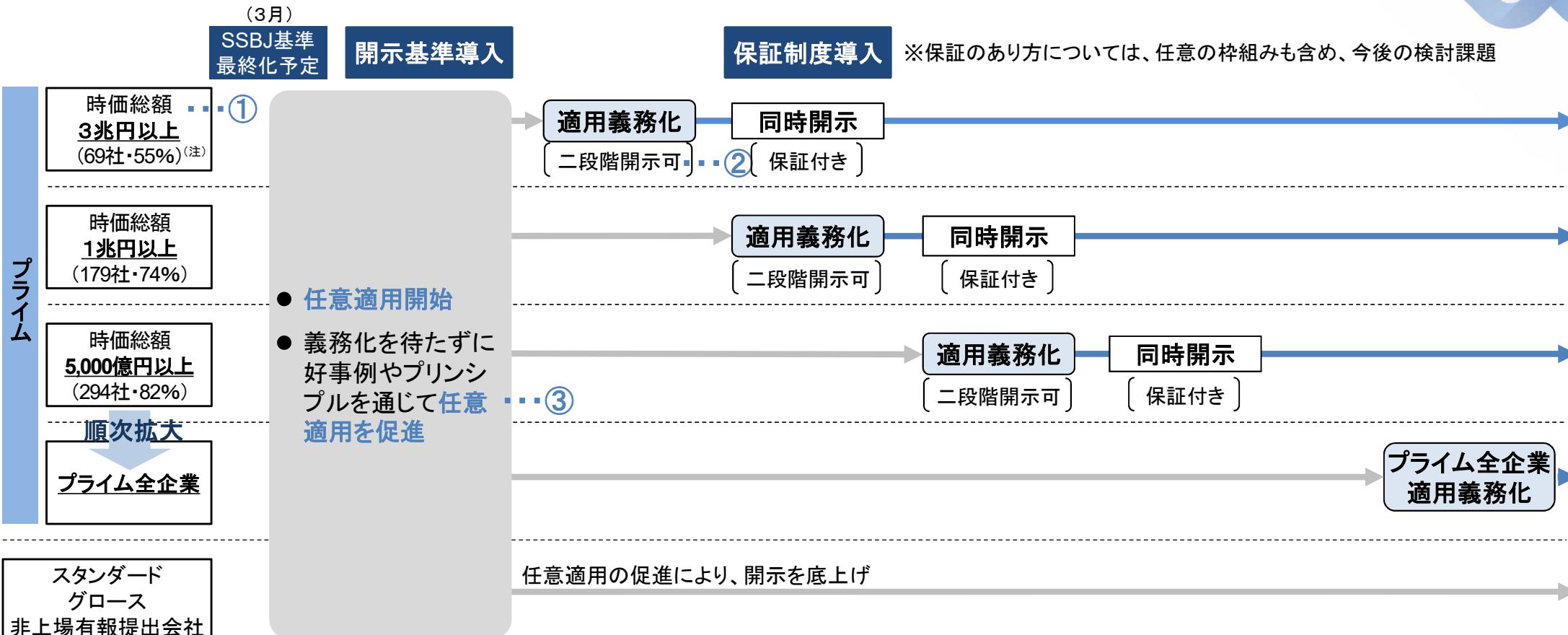


サステナビリティ開示基準を適用するに当たっての個別論点

28

第3回サステナWG資料(2024年6月28日開催)を一部加工

2025年 2026年3月期 2027年3月期 2028年3月期 2029年3月期 2030年3月期 · 203X年3月期



※ このほか、本邦で有報提出義務を負う企業が海外制度に基づくサステナビリティ開示を行った場合には、臨時報告書によって報告
また、虚偽記載等の責任を問われることを懸念して企業のサステナビリティ情報の開示姿勢が萎縮することを防ぐためにも、セーフハーバーの在り方についても検討

個別論点のポイント

① 時価総額の算定方法

- 「流通市場における株式時価総額の過去5年間の平均によって決定」(IFRS財団「法域ガイド」)等を踏まえ、適用対象となる時価総額の算定方法を検討

② 二段階開示・同時開示の方法

- 適用初年度において利用可能な二段階開示の方法や、それ以降の有価証券報告書による同時開示の方法を検討

③ 任意適用のあり方

- 開示基準を任意適用する場合の方法(全部適用 or 部分適用、二段階開示 or 同時開示、保証等)を検討

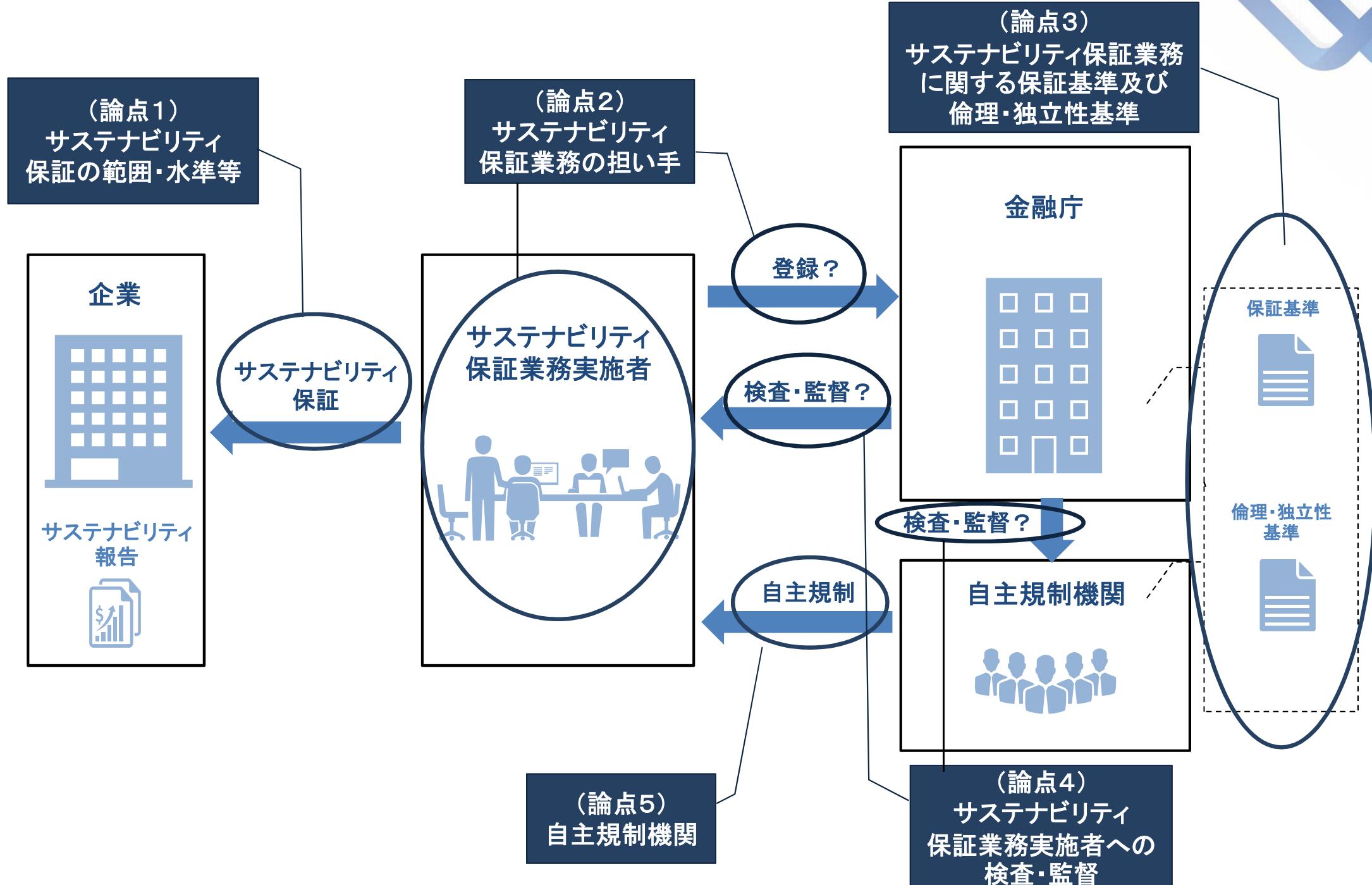
④ 海外開示の本邦での開示方法

- 企業が欧州CSRD等の制度に基づき海外に向けてサステナビリティ開示を行う場合に、我が国の投資家に対する情報提供を確保する方策を検討

サステナビリティ保証の概要

第4回サステナWG資料
(2024年10月10日開催)

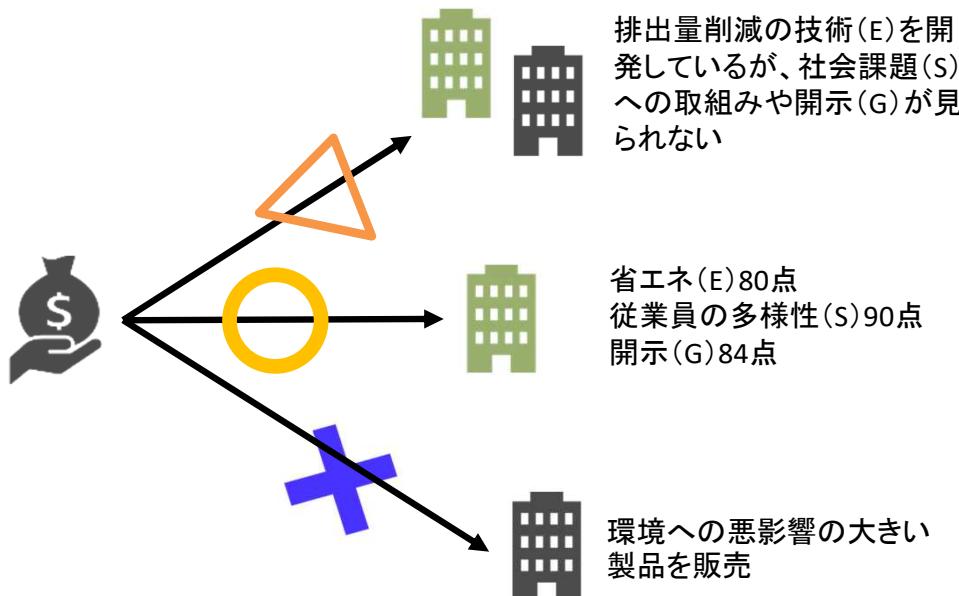
29



- 脱炭素や少子高齢化等の社会・環境課題の重要性が高まる中で、課題解決に資する技術開発や事業革新に取り組む企業の支援は喫緊の課題となっている。
- 社会・環境課題への対応は、従来、事業の成長性・収益性と「トレードオフ」の関係にあると理解されることが多かったが、近年、両者は相互に補完・強化し、両立する好循環を創出し得るとの理解に立って、課題解決と事業成長に資する技術・事業の変革等に取り組む多様な企業が見られる。
- 「一定の「投資収益」確保を図りつつ、「社会・環境的効果（インパクト）」の実現を企図する」インパクト投資は、「投資先と投資効果を個別に特定・コミット」する点が特徴であり、好循環を実現させる事業上の変革等を促す観点から、国際的にも推進の重要性が指摘されている。

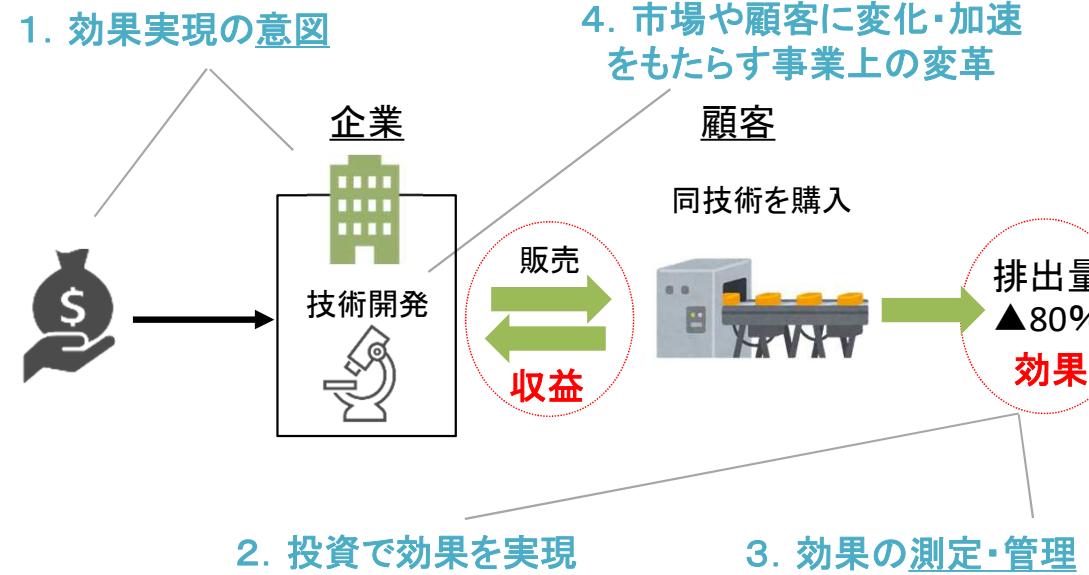
一般的なESG投資

企業のESGの取組みを総合的に評価し投資比率等を決定、又は特定業種等を投資先から除外



インパクト投資

投資により実現を図る具体的効果を特定・コミットし、これを実現する技術革新等を進める企業に投資





IV デジタル技術を用いた金融サービスの変革への対応

- AIやブロックチェーン等、デジタル技術を用いた金融サービス・取引に対応し、個人や企業の利便性向上等を図るため、**利用者保護やシステムの安全性を確保しつつ、金融機関による特色ある金融サービスの提供**を促す。

サービス利用者の安全性・適切なAML/CFT・
金融システムの安定の確保

Web3.0等のイノベーションを金融面から支援

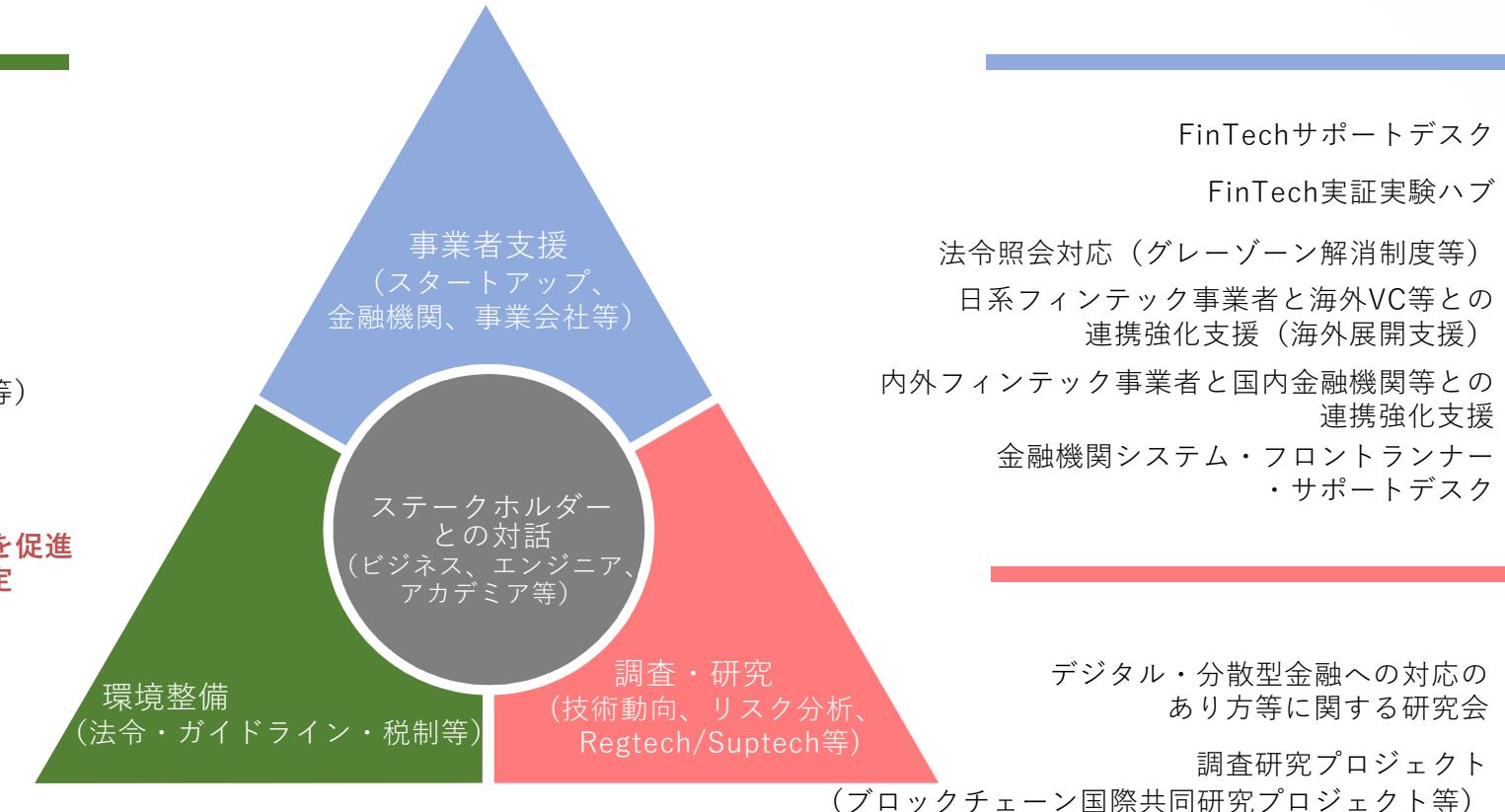
埋込型金融等の発展に向けた検討

- 金融サービス仲介法制の活用も促進

決済インフラの高度化（資金移動業者の全銀
システムへの参加資格拡大、多頻度小口決済等）

公平な規制環境の実現に向けた国際的な
な働きかけ

金融機関における健全かつ効果的なAI利活用を促進するため、ディスカッション・ペーパーを策定



- FIN/SUMを中心としたJapan Fintech Weekの開催
- 国内外ミートアップ ■ 庁外拠点(FINOLAB等)の活用
- 世界に向けた体外発信の強化 ■ Blockchain Roundtable
- BGIN (Blockchain Governance Initiative Network)

デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会

調査研究プロジェクト

海外ネットワークの構築・活用

関係省庁・自治体等との連携（デジタル庁、経産省等）

国際機関等との連携・協力（FSB, FATF, OECD等）

- 送金・決済・与信サービスの利用者・利用形態の広がりや、新たな金融サービスの登場がみられる中、ビジネスの健全な発展に資する規制のあり方について検討を行う必要

資金決済制度関係＜送金分野＞

資金移動業者の破綻時には、供託手続を通じて国が各利用者に対して還付手続を実施することとされており、利用者への資金の還付に最低約170日の期間を要する。

- 利用者資金の還付手続きをより迅速に進めていく観点からどのような制度整備が考えられるか

様々な目的で国境を越えた送金を行うクロスボーダーの収納代行サービスが登場している。

- こうしたサービスと、資金移動業者による送金サービスとの規制の衡平をどのように考えるか

資金決済制度関係＜暗号資産等分野＞

暗号資産交換業者の国際的な破綻事例が発生した。

- グローバルに活動する暗号資産交換業者が破綻した場合等に、国内の利用者財産の返還を担保する仕組みが考えられないか

特定信託受益権の発行見合い金について、全額を預貯金で管理することが求められている。

- 電子決済手段としての価格安定性、流動性、償還確実性を確保しつつ、管理・運用方法を柔軟化することについてどう考えるか

- 資金決済法においては、資金移動業者に対して、利用者から受け入れた資金の全額を供託、銀行保証又は信託により保全することを求めた上で、破綻時には、保全された資金は、供託手続を通じて国が各利用者に対して還付手続を実施することとし、利用者への資金の還付に最低約170日という期間を要する制度となっている。
- 利用者の利便性確保及び資金移動業者による選択肢を増やす観点から、供託による返還手続や供託命令は残しつつ、保証機関や信託会社等から直接返還する方法についても認めることについてどのように考えるか。

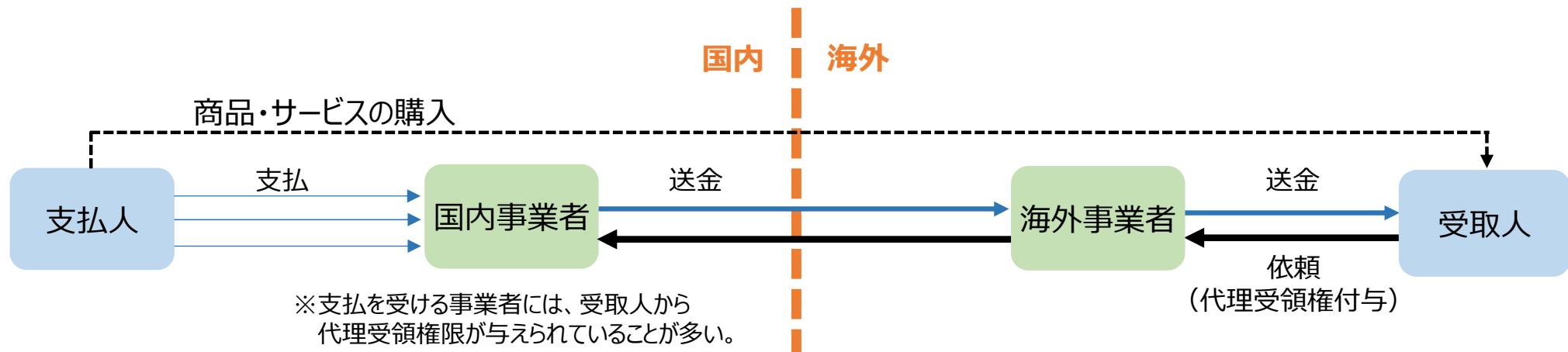


クロスボーダー収納代行

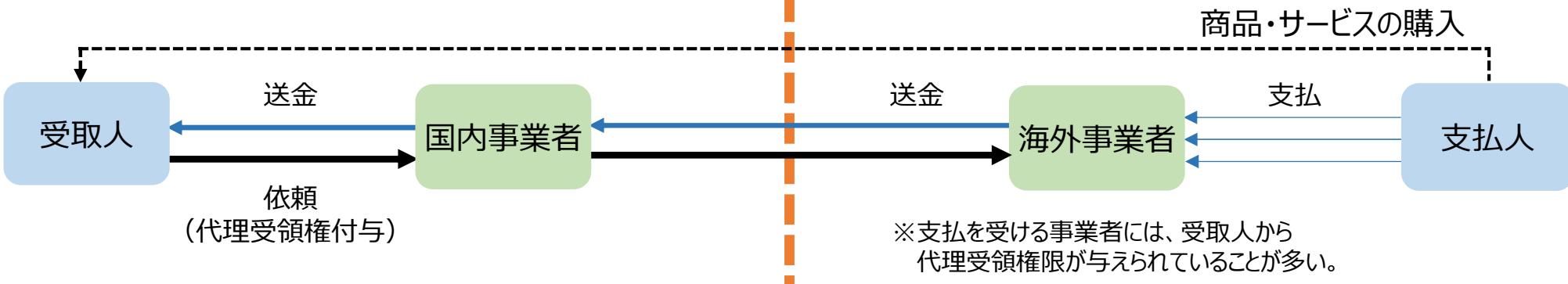
- クロスボーダー収納代行とは、収納代行（注）のうち、国内と国外との間で資金移動が行われるものと想定。
- クロスボーダー収納代行においては、①支払人の二重支払のリスク、②資金決済の遅延等リスク、③利用者情報保護上のリスク、④詐欺やマネー・ローンダリング等の不正利用リスクが考えられるところ、我が国においては、クロスボーダー収納代行業者に対して金融規制が必ずしも課されているわけではない。

（注）収納代行とは、代金引換を含め、①金銭債権を有する債権者から委託又は債権譲渡を受けて債務者から資金を收受し、②当該資金を直接輸送することなく債権者に移転させる行為が典型的なものと考えられる。

国内から海外へ送金



海外から国内へ送金



（注）スキーム図は金融庁が把握した事例を基に作成した一例

- 特定信託受益権型のステーブルコイン（信託会社等により発行される、電子決済手段の一類型）は、発行見合い金の全額について、同じ通貨建ての要求払いの預貯金での管理が求められている。
- 海外では、ステーブルコインの裏付け資産について、一定の条件を課した上で預金以外の資産での運用を認めている例もある。

保護法域	規制（案）
米国（NY州） ¹	ステーブルコインの発行者に対して、満期まで3か月以内の米国債等の安全資産での運用を認めている。
欧州 ²	電子マネートークンの発行者に対して、発行見合い金の30%以上（大規模な顧客基盤、高い時価総額、多数の取引等の一定の基準を満たすことでEBAにより重要（significant）と判断されたトークンの場合は60%以上）を一定の格付以上の信用機関に対する預貯金で運用するよう求め、残りは高い流動性を持つ金融商品に対して、最小限の市場・信用・集中リスクにおいて運用することを認めている。
英国 ³	ステーブルコインの裏付け資産として認められるものは、短期現金預金及び1年以内に満期を迎える国債。システム的な決済手段として利用されるステーブルコインの場合、裏付け資産として認められるものは、発行見合い金と同額での中央銀行への預金。
シンガポール ⁴	ステーブルコインの裏付け資産は、以下の2要件を満たすように構成することとしている。 (1)ステーブルコインがペッグされている通貨建ての (2)現金 又は 現金同等物 又は 満期が3か月以内の債券で、 ①ペッグされている通貨の政府若しくは中央銀行 又は ②信用格付が「AA-」以上の国際政府組織 により発行されること。

(出典)

¹ ニューヨーク州Department of Financial Services「Virtual Currency Guidance」（米ドル担保ステーブルコインの発行体向けのガイダンス、2022年6月公表）を参照。

² EBA「Final Report Draft Regulatory Technical Standards to further specify the liquidity requirements of the reserve of assets under Article 36(4) of Regulation (EU) 2023/1114」（EU暗号資産市場規制（MiCA、2024年6月施行）第36条4項の規制技術基準に関する最終報告書、2024年6月公表）を参照。

³ FCA「DP23/4: Regulating cryptoassets Phase 1: Stablecoins」（ステーブルコイン規制に関するディスカッションペーパー、2023年11月公表）を参照。システム的な決済手段として使用されるステーブルコインについては、Bank of England「Discussion paper Regulatory regime for systemic payment systems using stablecoins and related service providers」（ステーブルコイン及び関連事業者向けのシステム的な決済システムに関する規制枠組みをまとめたディスカッションペーパー、2023年11月公表）を参照。

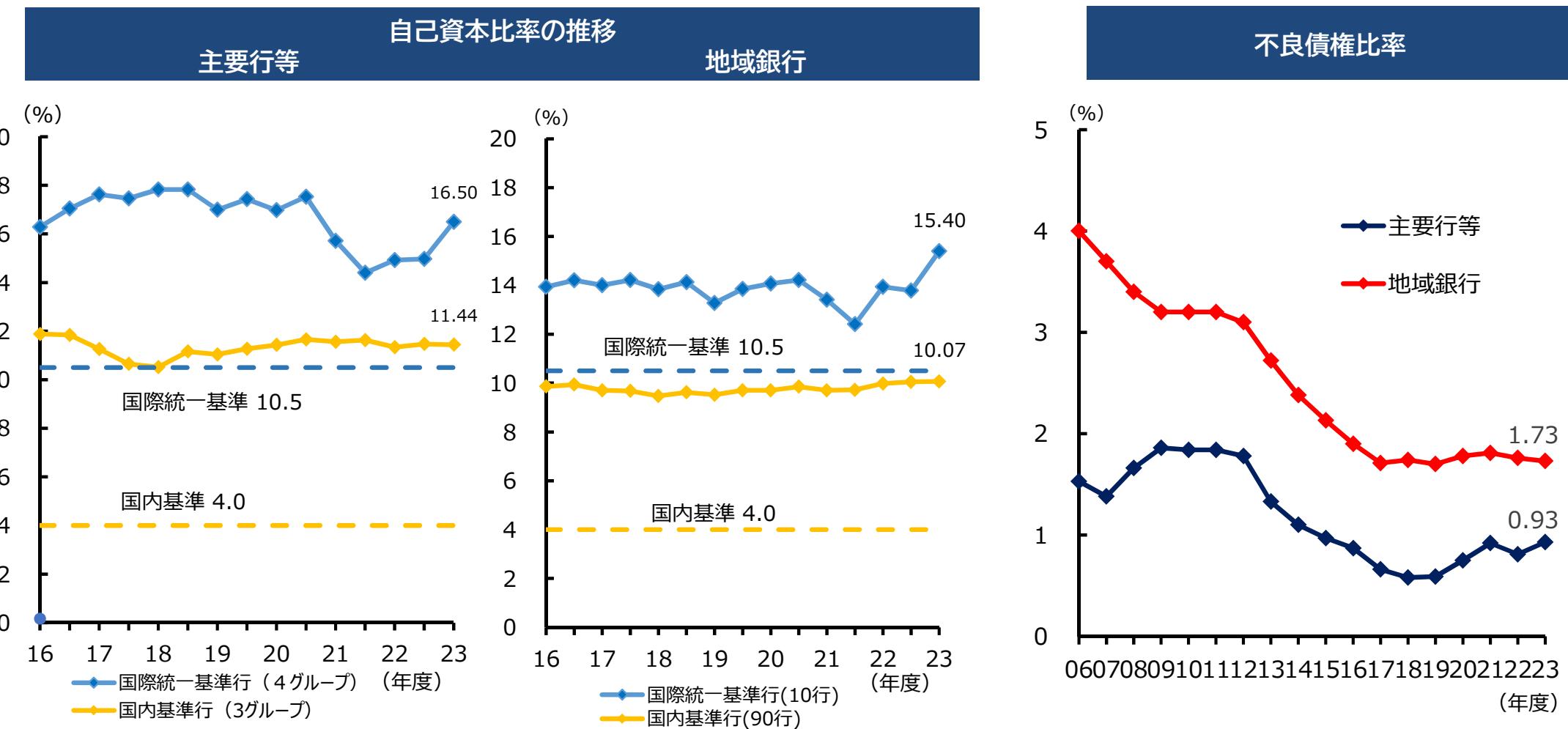
⁴ MAS「CONSULTATION PAPER Proposed Regulatory Approach for Stablecoin-Related Activities」（ステーブルコインの規制方針に対する市中協議文書、2022年10月）を参照。なお、市中協議結果である「Response to Public Consultation on Proposed Regulatory Approach for Stablecoin-related Activities」（2023年8月）でも規制概要に変更はなかった。



▽ 金融システムの安定・信頼と質の高い金融機能の確保

金融機関の財務健全性

- 持続的な経済成長の基盤となるのは、**金融システムの安定・信頼と質の高い金融機能**である。
- 現在、我が国の金融機関は総じて充実した資本や流動性を有し、**金融システムは総体として安定している**が、「金利ある世界」への移行が進む中で、国内外の経済・金融市場をめぐる不確実性や経済社会の構造的な変化にも直面している。

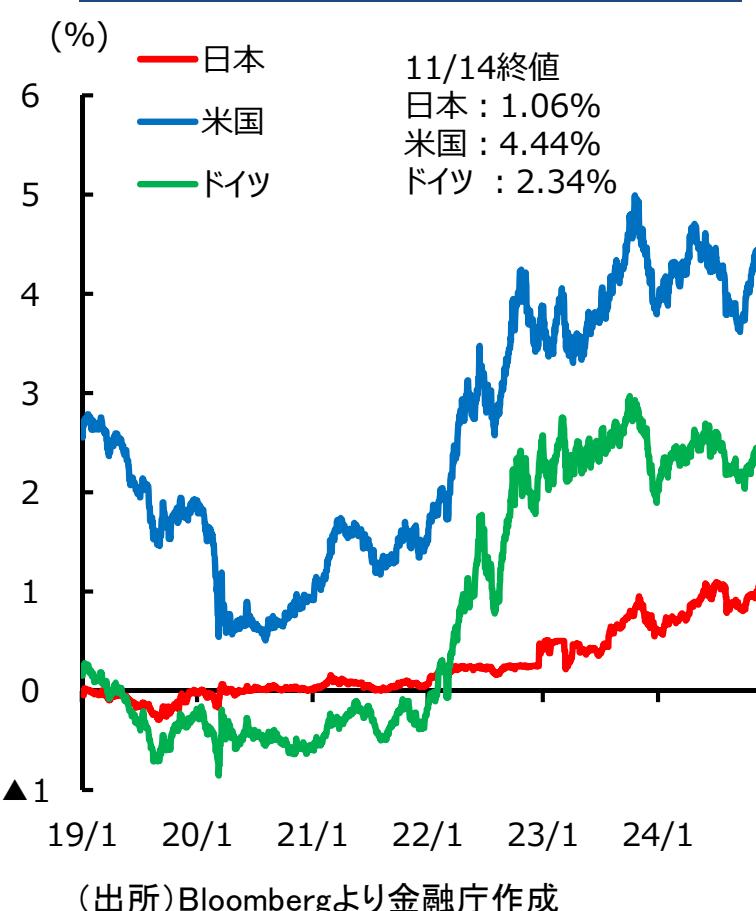


(出所)金融庁「銀行の決算の状況」及び信金中金 地域・中小企業研究所「信用金庫概況」、全国信用組合中央協会「信用組合業界概況」より作成

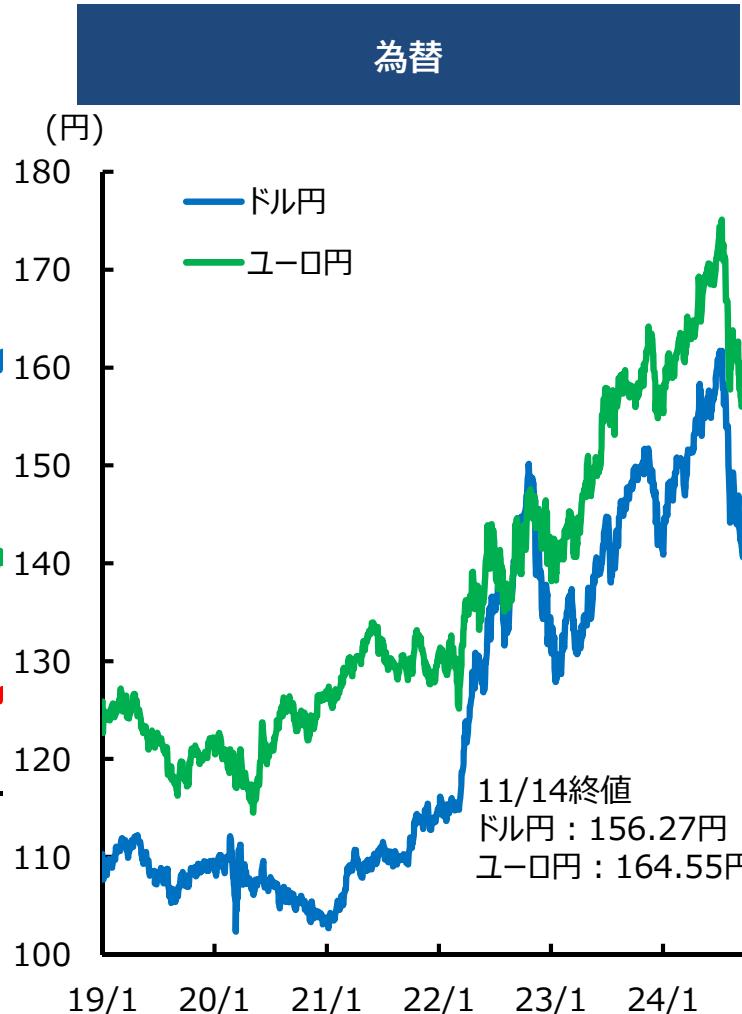
金融経済環境の変化

- 足元、海外諸国の経済減速やインフレ再燃の懸念、不動産市場を含む海外市況の変調、各国政治動向、地政学的リスク等が、グローバルな金融市場の主要なリスクとなっている。我が国でも、長期金利の緩やかな上昇や株式市場における変動の高まりなど、金融環境に変化が見られる。
- こうした金融経済情勢等の動向を注視し、金融機関の**ガバナンス**や**ストレス時の対応**を含めた**リスク管理態勢**等に関するモニタリングを行う。

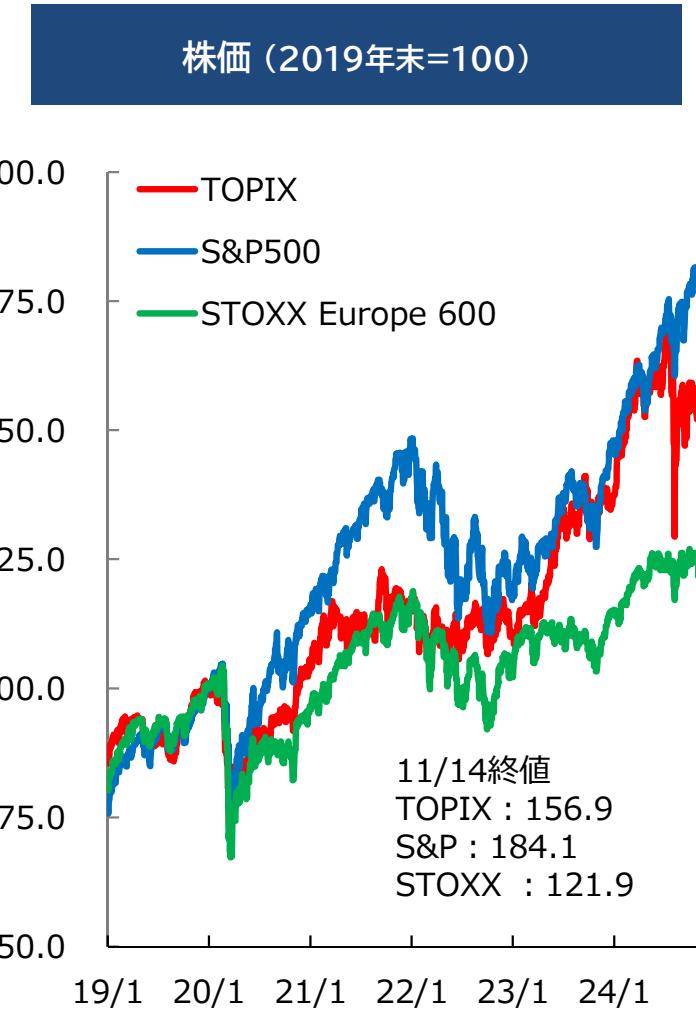
10年債利回り



為替



株価 (2019年末=100)

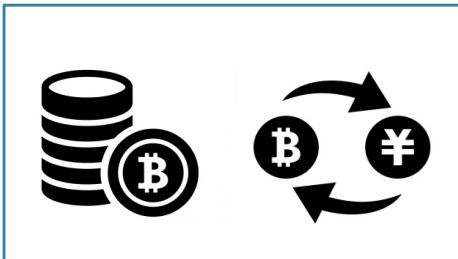


金融機関のビジネスの変化

- 個人の生活様式や企業のビジネスが変化する中、金融機能のアンバンドリング・リバンドリングが進み、新たな金融サービスの提供者の参入や金融機関による業態や国境を越えたビジネス展開が加速している。
- こうした動きに対応し、**新たな金融サービスに対する制度面での対応**を検討するほか、**グループ経営に対する金融庁の監督態勢を強化**する。

利用者・利用形態の広がり、新たな金融サービスの登場

暗号資産・ステーブルコイン



資金移動業



クロスボーダー収納代行

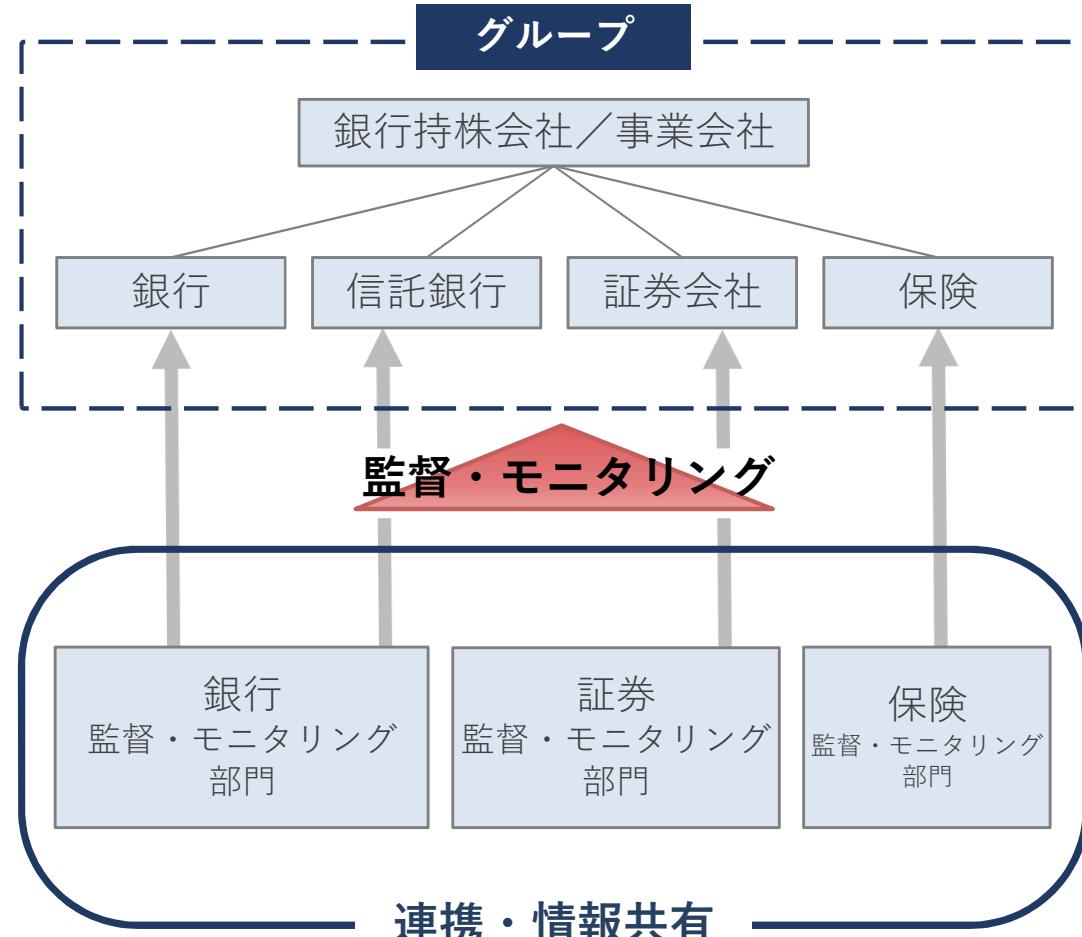


2024年8月金融審議会総会諮問事項(抄)

- 資金決済制度等のあり方に関する検討

送金・決済・与信サービスの利用者・利用形態の広がりや、新たな金融サービスの登場を踏まえ、利用者保護等に配慮しつつ、適切な規制のあり方について検討を行うこと。

グループ経営に対する監督態勢の強化(イメージ)

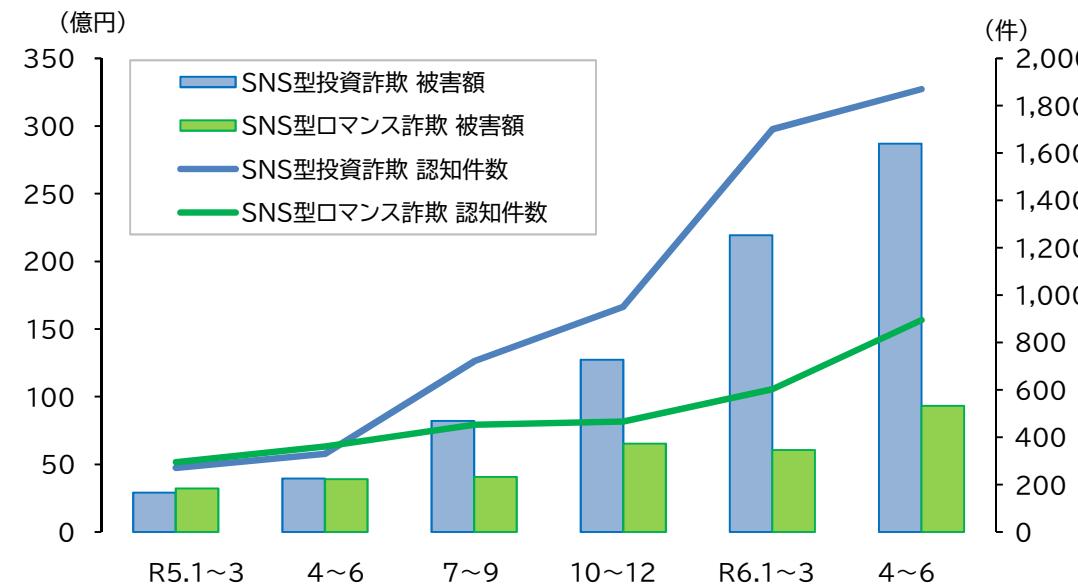


様々なリスクの台頭

- デジタル技術の深化・普及は、非対面の取引や国境を越えた取引を容易にし、利用者の利便を向上させる一方で、サイバーリスクの高まりやマネー・ローンダリング（資金洗浄）、金融犯罪の巧妙化等、リスクの増大・複雑化をもたらしている。
- 利用者を保護し、金融システムの信頼を維持するため、金融機関に対し、これら台頭するリスクへの適切な対応を促す。

SNS型投資・ロマンス詐欺の急増

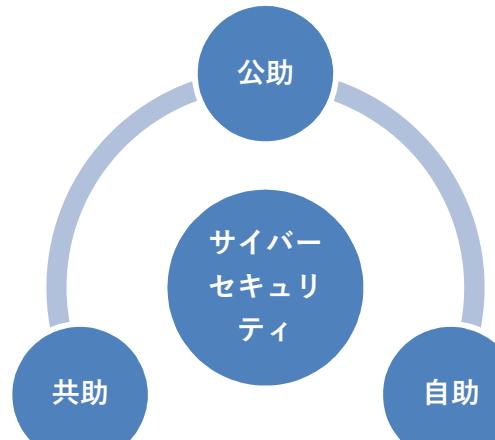
- 2024年1～6月被害額は、SNS型投資詐欺が約500億円（前年同期比約7倍）、SNS型ロマンス詐欺が約154億円（前年同期比約2倍）



(出所)警察庁公表資料をもとに金融庁作成

サイバーセキュリティの強化

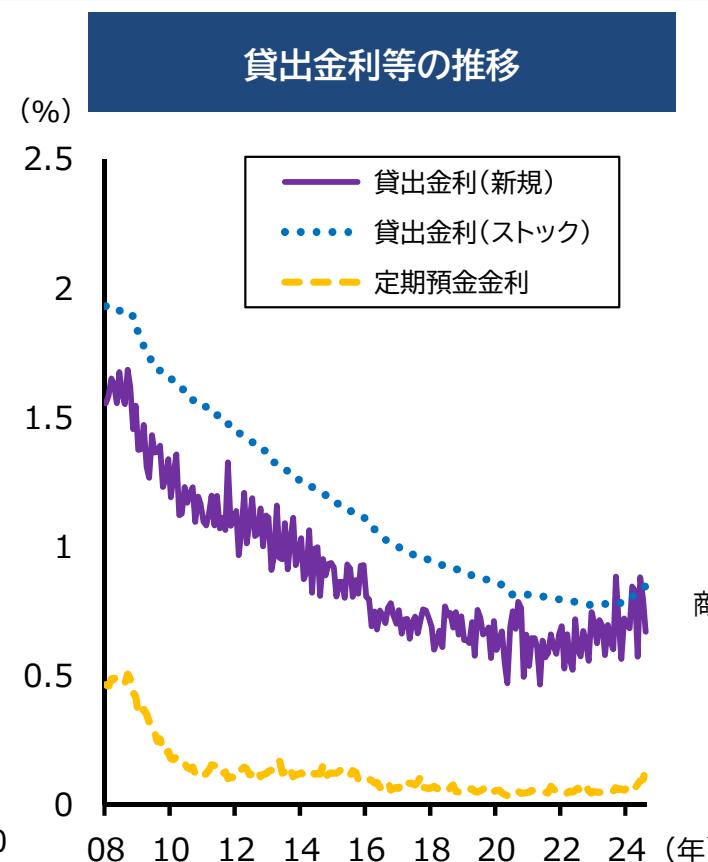
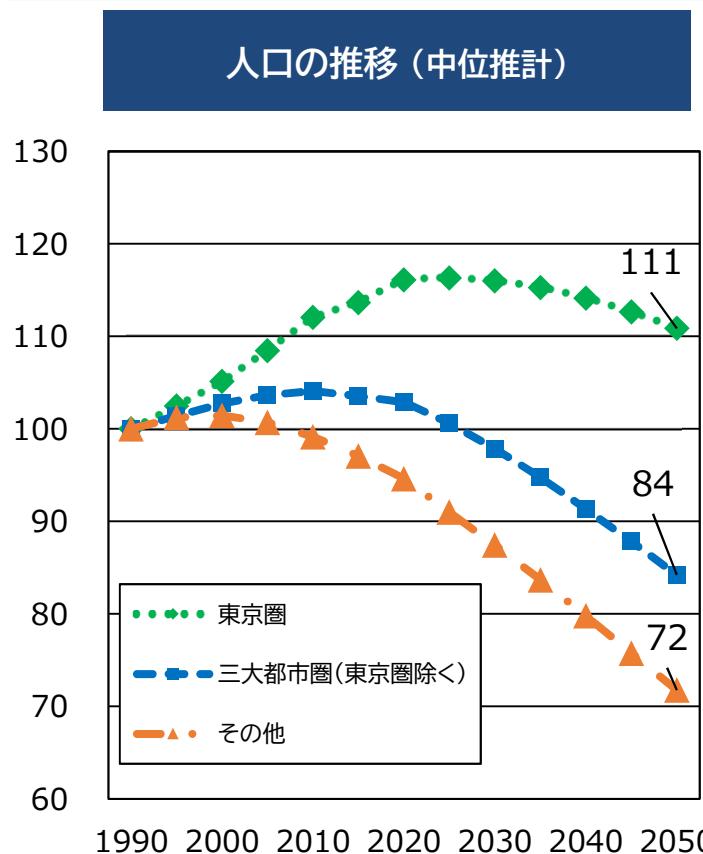
- サイバーセキュリティ自己評価ツールの提供
- 業界横断的なサイバーセキュリティ演習の実施
- 脅威ベースのペネトレーションテストの実施促進



- 業界団体や情報共有機関の取組みを促進
- 「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」の運用を通じた金融機関におけるサイバーセキュリティ管理態勢の強化

社会経済の構造的な変化

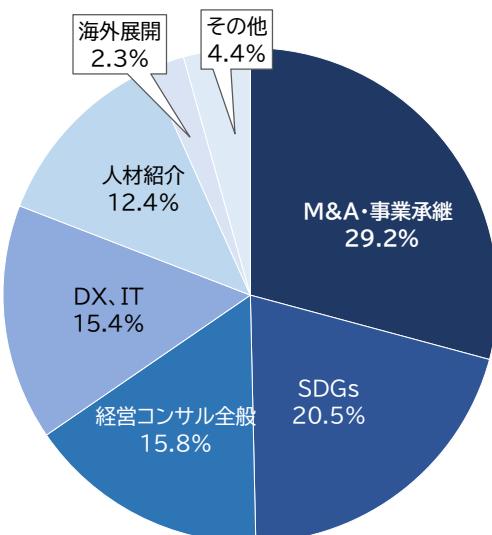
- 国内における人口減少・少子高齢化や事業者数のすう勢的な減少は、これまでの低金利環境の継続とあいまって、金融機関のビジネスモデルの持続可能性を脅かしてきた。同時に、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む中、物価上昇や人手不足・後継者不足への対応等、事業者の経営課題が多様化している。
- そこで、これらの変化を的確にとらえ、**付加価値の高い支援・サービスを提供**するとともに、自身の収益基盤の強化を通じて**持続可能なビジネスモデルを確立**するよう金融機関と対話をを行う。



事業者の持続的な成長に向けた支援等

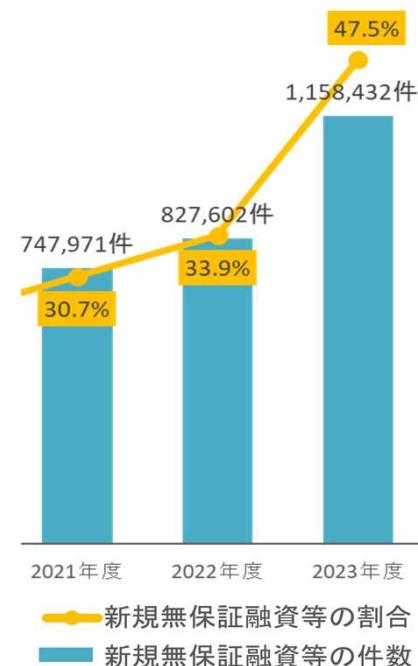
- 事業者の持続的な成長等を支援するため、金融機関に対し、M&A支援を含めたコンサルティング機能の強化や経営者保証に依存しない融資慣行の確立を促すとともに、企業価値担保権の活用に向けた環境整備を行う。

地域銀行が注力する本業支援分野



※ 地域銀行が注力していると回答した上位3分野を集計

経営者保証ガイドライン 活用実績



企業価値担保権の活用イメージ

現状の担保権を活用する場合

有形資産を担保として認識
⇒ 事業を評価して行う融資は無担保となる

有形資産に乏しい事業者（スタートアップ等）は十分な融資を受けることが難しいおそれ

事業に対する貸し手の関心が限定的で、経営改善支援が遅れるおそれ

企業価値担保権を活用する場合

ノウハウ、顧客基盤等の無形資産も担保として認識可能
⇒ 事業を評価して行う融資は事業価値により担保される

新法第77条第1項

ノウハウ、顧客基盤等の無形資産も担保価値として評価され、融資が判断される（事業性融資の推進につながる）

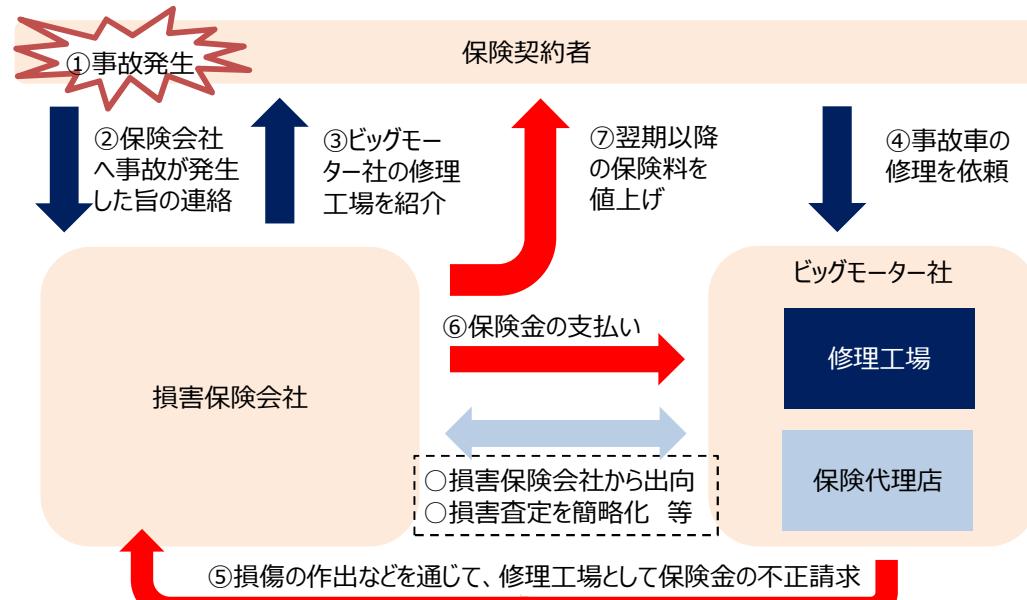
事業に対する貸し手の関心が高まり、タイムリーな経営改善支援が期待される（融資実務の改善）

⇒ 貸し手、借り手の双方がより将来を見据えて事業に注力することにより、借り手の事業の着実な成長、事業悪化の回避が図られ、融資の堅実な弁済につながることが期待される

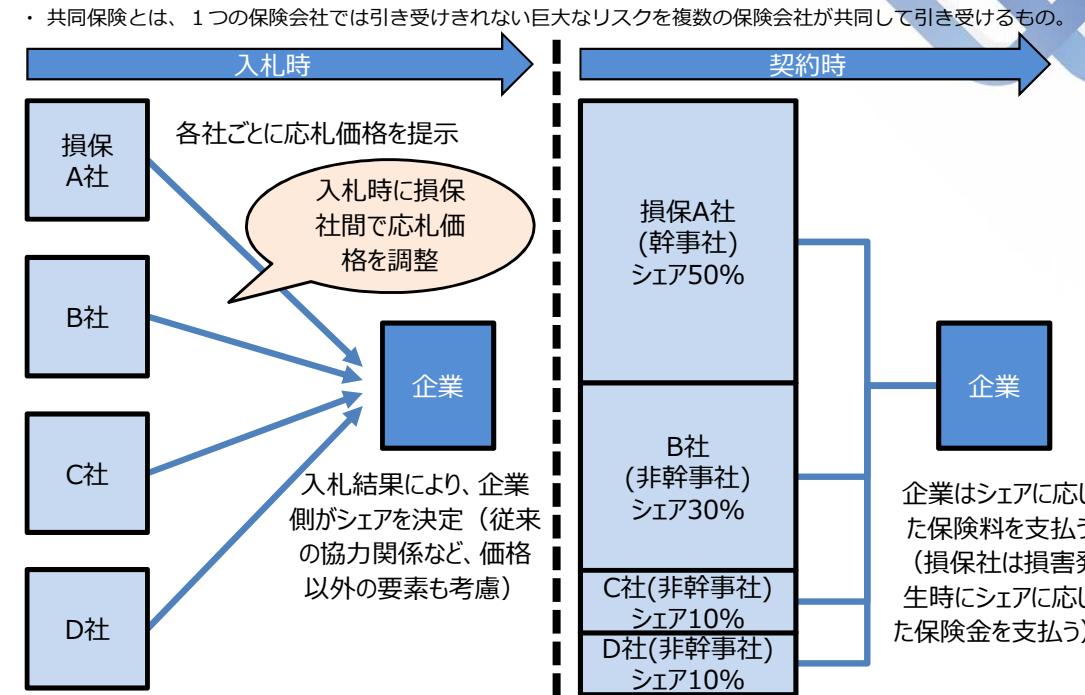
（出所）金融機関アンケートより金融庁作成

損保会社における不祥事事案の概要

○保険金不正請求事案（ビッグモーター社をめぐる事案のイメージ図）



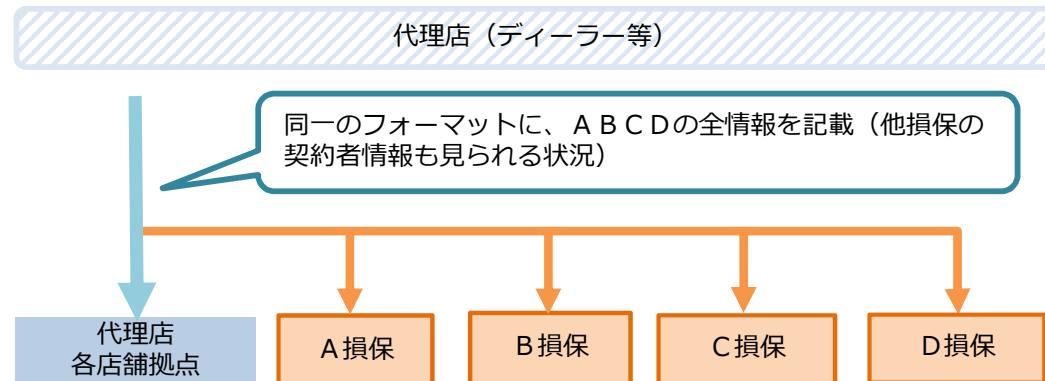
○保険料調整行為等事案（共同保険組成過程における保険料調整行為のイメージ図）



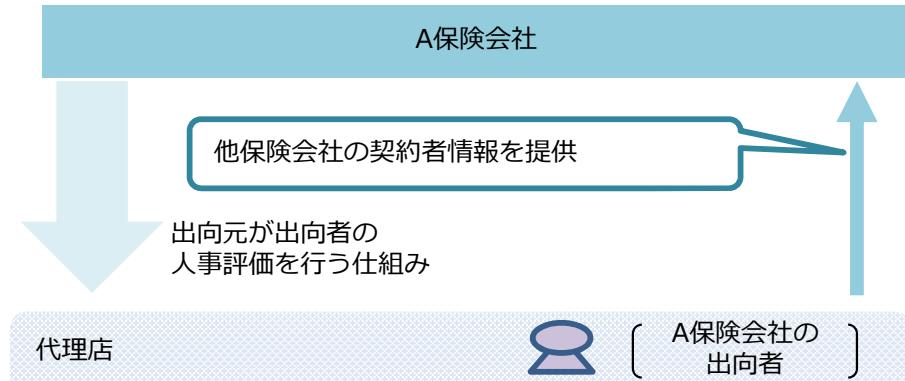
○情報漏えい事案

- 複数の保険会社の商品を取り扱う乗合代理店の社員が、各拠点へ保険契約の更新等の対応を指示するために契約者情報をメールで送付する際、他の保険会社分も含めて全保険会社へ送付したため、他社の契約者情報が閲覧できる状況になってしまったもの（代理店事案）。【図1参照】
- 保険会社からの出向者が、出向先の代理店から他社の契約者情報を出向元である保険会社へ送付していたもの（出向者事案）。【図2参照】

【図1】代理店事案のイメージ図



【図2】出向者事案のイメージ図



保険市場の信頼の回復と健全な発展

- 大規模な保険代理店への監督の実効性向上等の対応を進める。
- 金融審議会において、大規模な保険代理店における態勢整備の厳格化、保険仲立人の活用促進等の論点について、制度改正の必要性を含め、具体的な対応を検討する。
- 契約情報漏えい等の不適切事案については、事実の把握、真因分析や再発防止策の実効性の検証等を進め、法令等遵守や契約者保護等の観点から厳正に対応する。

〈「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」の報告書（2024年6月公表）の主なポイント〉

顧客本位の業務運営の徹底	健全な競争環境の実現
1. 大規模代理店に対する指導等の実効性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ■ 損保会社による代理店に対する指導等の実効性の確保 ■ 金融庁・財務局のモニタリング強化 ■ 第三者による代理店の業務品質の評価の枠組みの検討 ■ 損保募集人の試験制度や継続教育の高度化・厳格化等 ■ 態勢整備の厳格化、自主規制機関についての検討 	1. 競争環境の歪みの是正 <ul style="list-style-type: none"> ■ 独占禁止法抵触リスクをはらむ共同保険のビジネス慣行の適正化 ■ 政策保有株式の縮減及び不適切な便宜供与の解消
2. 代理店手数料ポイント制度 (注)代理店手数料を算出するための枠組み。一般的に、「規模・増収」「収益性」「業務品質」等で構成される。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 「規模・増収」に偏ることなく「業務品質」を重視する評価体系への変革 ■ 「業務品質」の指標を顧客にとってのサービス向上に資するものとする 	2. 損保会社における態勢の確保 <ul style="list-style-type: none"> ■ 独占禁止法等を遵守するための適切な法令等遵守態勢の確保 ■ コンプライアンス上不適切なインセンティブとならない評価体系の策定等、適正な営業推進態勢の確保 ■ リスクに応じた適切な保険料を提示するための保険引受管理態勢の強化
3. 保険会社による代理店等への過度な便宜供与等の制限 <ul style="list-style-type: none"> ■ 自社の保険商品の優先的な取扱いを誘引する便宜供与等の解消 ■ 代理店の自立に向けた動きを阻害する出向等の解消 	3. 企業内代理店のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ■ 企業内代理店の立場の明確化、情報共有ルールの策定 ■ 企業内代理店の実務能力の向上（損保会社による指導等の態勢整備、不適切な代行の解消 等） ■ 企業内代理店の自立の促進（特定契約比率の見直し 等）
4. 乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保 <ul style="list-style-type: none"> ■ 顧客の最善の利益を勘案した比較推奨の確保 ■ 顧客の保険リテラシー向上の支援（商品選択のガイドブックの作成 等） 	
5. 代理店の兼業と保険金等支払管理部門の独立性確保等 <ul style="list-style-type: none"> ■ 代理店の兼業による弊害を防止するための措置の実施 	

VI 金融行政の進化・深化

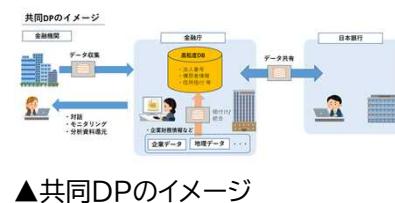
金融行政の高度化、組織力の向上

- 経済社会の変化に応じた金融行政の課題の変容に柔軟に対応できる組織を構築するため、
 - ・データ活用の高度化、国内外の政策発信力の強化などの**金融行政の高度化**に取り組むとともに、
 - ・**金融庁の組織力向上**のため、若手職員育成を含む職員の能力・資質の向上や主体性・自主性を重視し誰もが働きやすく良い仕事ができる環境の整備に取り組む。

データ活用の高度化などの金融行政の高度化

共同データプラットフォーム(共同DP)

- 日本銀行と連携した高粒度データの収集・管理枠組みの段階的な運用を開始。
- 2025年3月期より本格的なデータ収集を開始予定。



データ分析プロジェクト

- 職員によるデータ分析の取組み促進。
- データ収集・分析やデータ活用の高度化に向けた研修等を提供。



アカデミアとの連携

- 庁内職員と研究者による共同研究を推進、ディスカッションペー
パーを公表。
- データ分析に係る参事を任命し、分析手法等に係る相談を実施。

柔軟かつ合理的・効率的に働けて 能力を発揮できる環境の整備

マネジメント宣言

- 課室長以上職員は事務年度はじめてマネジメントの考え方を部下職員に「見える化」。



マネジメントの手がかりの提供

- 専門家等による課室長向け研修を実施。
- 庁内職員向け機関誌「FSA FUTURE」において、マネジメントの好事例を紹介。



360度評価

- 2021事務年度より360度評価をグループ長以上に対象拡大。

▲被評価者には、個別に丁寧なフィードバックを実施



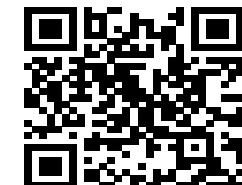
ご清聴ありがとうございました。

金融庁公式X（旧Twitter）のご紹介

- ◆ 金融庁では、ウェブサイトだけでなく金融庁日英公式X（旧Twitter）においてもタイムリーな情報発信を行っています。
- ◆ 是非フォローいただき、最新の情報をご確認ください。



日本語公式アカウント



[https://x.com/fsa
_JAPAN](https://x.com/fsa_JAPAN)

英語公式アカウント



[https://x.com/JFSA_e
n](https://x.com/JFSA_en)